

令和8年第1回定例会会議録（第7号）

令和8年3月23日

○出席議員（25名）

1 番 塩 手 悠 太
3 番 中 村 悟
5 番 谷 口 和 美
7 番 小 野 佳 子
9 番 美 馬 恭 子
11 番 安 部 一 郎
13 番 森 大 輔
15 番 森 山 義 治
17 番 加 藤 信 康
19 番 松 川 章 三
21 番 黒 木 愛一郎
23 番 野 口 哲 男
25 番 泉 武 弘

2 番 石 田 強
4 番 森 裕 二
6 番 重 松 康 宏
8 番 日名子 敦 子
10 番 阿 部 真 一
12 番 小 野 正 明
14 番 三 重 忠 昭
16 番 穴 井 宏 二
18 番 吉 富 英三郎
20 番 市 原 隆 生
22 番 松 川 峰 生
24 番 山 本 一 成

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘	副 市 長	阿 部 万寿夫
副 市 長	岩 田 弘	教 育 長	寺 岡 悌 二
競輪事業管理者	上 田 亨	総 務 部 長	竹 元 徹
企画戦略部長	安 部 政 信	観光・産業部長	日 置 伸 夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕	こども部長	宇都宮 尚 代
いきいき健幸部長	阿 南 剛	建 設 部 長	山 内 佳 久
市長公室長	山 内 弘 美	防 災 局 長	大 野 高 之
教 育 部 長	矢 野 義 知	消 防 長	浜 崎 仁 孝
上下水道局長	橋 本 和 久	財 政 課 長	河 野 文 彦
観 光 課 長	牧 宏 爾	子育て支援課長	穴 見 雄 一

こども家庭課長	内 田 千 乃	いきいき健康部次長 兼スポーツ推進課長	豊 田 正 順
都市整備課長	田 邊 和 也	公園緑地課長	久 保 田 仁
市長公室参事兼新湯治・ ウェルネス推進室長	和 田 健 二	防 災 局 次 長 兼防災危機管理課長	中 西 郁 夫
選挙管理委員会事務局長	若 杉 篤	教 育 部 次 長 兼図書館共創交流局長	稲 尾 隆
学校教育課参事	藤 原 良 浩	公 営 事 業 局 地 域 振 興 室 長	加 藤 千 鶴

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第7号）

令和8年3月23日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、19 日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○8 番（日名子敦子） 日名子敦子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長、質問の前に、資料配付の許可を願います。

○議長（小野正明） 許可いたします。

○8 番（日名子敦子） 初めに、観光行政について。別府の観光業態、観光動態の状況についてお尋ねいたします。

全国的に見ても、コロナ禍で落ち込んだ観光客数は徐々に回復し、本市の観光も再び活気を戻しつつあると感じております。観光は本市の基幹産業であり、地域経済を支える重要な柱であります。そのため、観光客数の回復は大変喜ばしいことではありますが、一方で、観光動態をより詳しく把握していくことも重要であると考えます。特に、インバウンドにおきましては全国的にも回復傾向にあり、地域によってはコロナ前を上回る動きも見られております。

本市においても、どの地域からの旅行者が増えているのか、どのような旅行スタイルで訪問しているのかといった点を把握していくことが、今後の観光戦略において重要になると考えます。

では、直近の観光動態について、宿泊客及び日帰り客の推移を市はどのように分析しているのか。また、インバウンドの回復状況や特徴についてどのように把握しているのか、お聞かせください。あわせて、観光動態の把握に当たり、従来の統計調査に加えてどのような手法やデータを活用しているのか、市の考えを伺います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

2024 年の総観光客数は約 707 万 6,000 人と前年比 4.1%の増、特に宿泊客は約 256 万人、7.4%の増と大きく伸びております。要因としましては、市制 100 周年事業の効果に加え、J R 九州のデスティネーションキャンペーンやインバウンドの回復が寄与していると考えます。

観光動態の把握につきましては、主要施設への入込み調査や宿泊統計に加え、デジタルツールを活用した動態分析により、より詳細な属性把握に努めております。

○8 番（日名子敦子） 観光客数が回復傾向にあり、特に宿泊客が増加しているという点につきましては、本市の観光にとって大変明るい材料であると受け止めております。ここ数年ホテルが増え、これ以上必要ないようにも思いますが、今なお宿泊施設があちこちで建設中です。さらに、観光動態の把握に当たり、デジタルツールを活用した分析を進めているという点については、観光客の属性や行動をより細かく把握していく上で大変重要な取組であると感じております。

観光政策を効果的に進めていくためには、こうしたデータに基づく分析が不可欠であり、今後も継続して観光動態の把握と分析を進めていただきたいと思います。今後は、観光客数だけでなく、滞在時間や観光消費額といった視点からも分析を深め、本市の観光の質を高めていく取組につなげていただくことを期待しております。

次に、観光客の増加に伴う課題についてお尋ねいたします。

観光客数が回復し、多くの方に別府を訪れていただくことは、本市にとって大変喜ばしいことであり、地域経済の活性化にもつながる重要な動きであると考えております。

一方で、近年、全国の観光地においては、観光客の集中による交通渋滞や混雑、地域住民の生活への影響など、いわゆるオーバーツーリズムの問題が指摘されるようになってま

いました。本市においても、観光地、観光地周辺での交通渋滞や飲食店の混雑などについて、市民や観光客から苦情も含め様々な声が聞かれることがあります。こうした状況については、観光客を受け入れる地域としてしっかりと現状を把握し、対応を検討していくことが重要であると考えます。

では、観光客の増加に伴う課題、オーバーツーリズムに関する状況について、市としてどのように把握しているのでしょうか。また今後の観光行政について、観光客数の増加だけでなく、観光の質の向上や長期滞在の促進などについてどのように取り組んでいくのか、市の見解を伺います。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

観光客数の回復が本市にとって大きな活力となる一方で、一部地域での交通渋滞や飲食店の予約が取りづらいといった課題が顕在化していることは把握しております。本市としましては、観光客の増加を追うのではなく、長期滞在の促進及び観光消費額の向上を重点課題として取り組んでいるところです。

○8番（日名子敦子） ただいまの答弁をお聞きし、本市においても観光客の増加に伴う課題について、一定の認識を持っていることが分かりました。

観光は、本市の重要な産業であります。同時に市民生活との調和も大切な点であります。そのため、観光客の増加を歓迎する一方で、地域との共生をどのように図っていくかという視点も重要であると考えております。今後は観光客の受入れ環境の整備を含め、本市の観光が持続可能な形で発展していくよう、具体的な施策の展開を期待したいと思えます。

では、次に市営駐車場についてお聞きします。

昨日の3連休の週末もそうでありましたように、大型連休、イベントの開催時はもとより、平日でさえレンタカー車両と擦れ違ふことが多くなったように感じております。市外、県外、そして海外から多くの観光客が訪れ、こうした中で、自家用車やレンタカー、観光バスで訪れる観光客の受皿となる駐車場の確保は、観光地としての受入れ環境を整える上で非常に重要な基盤であると考えます。

では現在、観光課が所管している市営駐車場とその収容台数、そして近年の利用状況の推移についてお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

現在、観光課が所管している駐車場としましては、別府市営的ヶ浜駐車場の1か所となります。収容台数は普通車58台、大型車2台、計60台を収容することが可能です。

利用状況としましては、イベントや観光シーズンを中心に高い稼働率となっております。

○8番（日名子敦子） ただいまの答弁で、観光課が所管している市営駐車場の現状について確認いたしました。

資料1をお願いいたします。

市営的ヶ浜駐車場入り口付近です。撮影した日もマイクロバスをはじめ、かなりの車両が駐車しておりました。入り口付近には60分100円、入庫12時間最大400円と表示されております。大変リーズナブルで、利用者の負担も少なく、良心的だと思いました。特に、イベント時や観光シーズン、週末などは稼働率が高いということでもありますので、やはり観光都市としては駐車場の需要は一定程度高いものがあるんだろうなと感じております。

また、大型車2台という台数は少ないと感じますが、大型バスの待機場所としても活用されているという点は、団体観光を受け入れていく上でもさらなる拡充も必要ではないかと思えます。多くの民間駐車場もございますが、中心市街地、北浜周辺には市営駐車場は的ヶ浜駐車場1か所ということで、民間との共存なのかもしれません。

しかし、市営駐車場の空車・満車情報がネット上にアップされていないという声を観光

客の皆さんから聞きます。観光客の立場に立って考えてみますと、駐車場がどこにあるかわからない、空車状況を知りたいといった声も実際に聞かれるところです。観光客の利便性を高めるという観点からは、駐車場情報の分かりやすい提供も重要な取組と考えます。利用者の利便性向上のため、ウェブサイト等でリアルタイムの満車・空車情報を確認できるように取り組むべきではないでしょうか。

せっかく別府を訪れていただいた観光客の方々が、駐車場探しで時間を取られてしまうということになりますと、観光の満足度にも影響を及ぼすのではないかと感じております。例えば最近では、多くの都市でウェブサイトやスマートフォンのアプリなどを活用して、駐車場の満車・空車情報をリアルタイムで確認できる仕組みが導入されています。こうした仕組みがあれば、観光客は空車状況を確認し、駐車場に直接向かうことができ、結果として交通混雑の緩和にもつながるのではないかと考えますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

中心市街地周辺には民間の駐車場も数多くありまして、需要はある程度充足されていると考えており、また既に駐車情報につきましても、アプリやウェブサイトで、などで検索できるシステムが利用されている状況のようです。

市としましては、新たに公営の駐車場の整備や、的ヶ浜駐車場の駐車場情報のオンライン上での提供等の計画はございません。

○8番（日名子敦子） 的ヶ浜公園の整備、またテルマス解体も控え、駐車場整備拡充も期待されております。車社会の世の中、駐車場の整備や駐車場の空車・満車情報の提供は重要と考えます。ぜひ観光客の皆様の動向を踏まえ、市民の皆様の生活を遵守した中で、調査研究、御検討を願います。

次に、鉄輪地区の駐車場整備についてお伺いします。

鉄輪地区は地獄巡りをはじめとする本市を代表する観光地であり、国内外から多くの観光客が訪れるエリアです。近年はインバウンド観光の回復もあり、週末や観光シーズンには周辺道路の混雑、それにより近隣住民へ御迷惑をかけている状況や、駐車場不足が課題として指摘されております。

そのような中で、本年度鉄輪地区におきまして土地を取得し、新たに駐車場を整備する計画があると伺っております。観光客の受入れ環境を整備する上でも、また地域の交通環境を改善していく上でも大変重要な取組であると考えております。

では、鉄輪地区において予定されている駐車場整備について、対象となる場所と用地取得から整備までのスケジュールについて、現時点での計画をお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

鉄輪地区につきましては、旧山地獄駐車場、またみなとや旅館の跡地の2か所に駐車場を整備する予定です。旧山地獄駐車場につきましては、令和8年度に用地購入を行い、12月をめどに有料駐車場として整備する予定です。

また、みなとや旅館跡地につきましては令和8年度に用地購入を行う予定ですが、建物の解体について時間を要することが想定されておりますので、駐車場等の整備については、令和9年度以降になる予定でございます。

○8番（日名子敦子） 私も観光、鉄輪地区の渋滞に巻き込まれたことがありまして、今こんなことになっているのかと大変驚きました。

今回の鉄輪地区の整備は一つの前進であるとは思いますが、一方で駐車場の維持管理も大変です。管理者も利用者もストレスの少ない先進的なシステムの駐車場が各自で、各地で運用されています。この点につきましても調査研究をなされ、観光客の皆様に、別府での快適で楽しい思い出をお持ち帰りいただきたいと望みます。的ヶ浜駐車場と今後整備さ

れるこの鉄輪エリアの駐車場のリアルタイムでの情報提供、情報発信の在り方についても併せて御検討をお願いいたします。

続きまして、公衆トイレについて伺います。

市内には多くの公衆トイレがありますが、観光課が所管している公衆トイレはどこでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

観光課が所管しております公衆トイレは、湯けむり展望台と十文字原展望台の2か所となっております。

○8番（日名子敦子） 湯けむり展望台に、先日家族と行ってまいりました。熊本、広島、久留米の県外ナンバーの車両が止まっておりまして、観光客と思われる方々が景色の写真を撮って楽しんでらっしゃいました。そして、十文字原は夜景100選にも選ばれている本市を代表する風光明媚な観光地であり、以前のとおり、以前の答弁にありましたとおり、年間約15万人が訪れる観光の重要なスポットです。

では、これらのトイレの現状と清掃、管理はどのように行っているか、お伺いします。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

管理状況についてですが、清掃につきましては、湯けむり展望台は週2回、十文字原展望台は週3回実施しております。また、適宜トイレトペーパーの補充等を行うとともに、十文字原展望台のトイレは月1回程度くみ取り作業を行うなど、衛生状況、状態の確保に努めております。

○8番（日名子敦子） 十文字原展望台のトイレにつきましては、森山議員の御質疑にもありましたように、トイレの改修が何度となくされているようですが、ここ数年訪問者もかなり増加し、老朽化が進み、これも、これまでも一般質問で取り上げてまいりましたが、大きな改善が見られないように感じております。トイレは古く、狭く、衛生面でも課題があるとの声をよく耳にします。傾斜地であることや、上下水道が整備されていないなど、技術的な課題があるとは承知しておりますが、それを理由に、現状維持が何年も続いているということについては疑問も感じております。

男女の区別のない現状ですので、男女別のトイレへの整備や衛生的で使いやすい施設への改修をどのような方向性で取り組んでいくのか、改めてお考えをお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

これまでも十文字原展望台のトイレの建て替えについては検討してまいりましたが、当該地は傾斜地であることなどもあり、現地での建て替えが困難であることから、十文字原展望台全体の再整備を検討する必要があると考えております。

そのため、令和6年度に利用実態調査を行い、利用、年間15万人が利用しているということも分かりました。現在のトイレはくみ取り式ですが、新たに設置する際は水洗化が必須であると考えており、本年度、水洗化のための排水経路の調査を実施いたしました。展望台の再整備には多額の経費がかかることから、官民連携手法を視野に検討する必要があると考えており、令和8年度は、民間活力の導入可能性などを把握することを目的として、サウンディング調査を行う予定です。

なお、再整備にはまだ数年かかることから、当面の対応としまして、本年度、トイレの洋式化や壁の塗り替え等を行っております。

○8番（日名子敦子） 観光課の所管しているトイレが2か所ということで、湯けむり展望台はまだ新しく、とても衛生的ですので、十文字原のトイレの整備は質を高めていただきたいなと感じております。現行の管理努力だけでは限界があると感じています。暫定的な洋式化や改修を行うようですが、それらや清掃でカバーする段階から、設備で解決する段階へいま一步スピード感を持っていただきたいと思います。

続きまして、W i - F i 環境の整備についてお伺いします。

現在、日々の生活はもちろん、観光においてインターネットの環境の整備は不可欠であり、観光客は現地で情報検索やSNS発信、動画視聴などを行うことが一般的になってきています。特に近年は通信の大容量化が進み、今度は10ギガクラスの高速度通信も普及していく中で、観光地における通信環境の質も問われる時代になっていると認識しております。

そこで、観光課が所管しているW i - F i の設備状況や特徴、快適に使える環境をどのように確保していくのか、お聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

公衆無線LANのおんせんおおいたW i - F i は2016年に運用開始いたしました。現在は市内の主要な観光施設や市営温泉、JR別府駅など12か所にアクセスポイントを設置しております。本年度機器の更新作業を行い、最新の規格に対応していることから、観光情報の検索やSNSの利用など、日常的な使用においてストレスのない高速度通信環境を整えております。

近年、スマートフォンの無制限プランやグローバルW i - F i の普及、またセキュリティ維持管理、コストの問題もあり、民間のW i - F i スポットも減少しつつあります。当初は18か所に設置しましたが、設置施設の廃止や施設自体にW i - F i を整備したということもあり、廃止したものに加え、今年度の機器更新に合わせまして、利用状況を調査し、利用の多い12か所について更新を行いました。今後については、利用状況等を見ながら判断してまいりたいと考えております。

○8番（日名子敦子） ポケットW i - F i を持参している観光客も徐々には増えていると認識しております。選択と集中で12か所に絞った判断は合理的ではございますが、今後は重点観光地への再投資や、例えば十文字原のような人気スポットにW i - F i がないということもございますので、再投資や高品質化という点から、利用状況を見ながら検討してください。

では、次に喫煙スペースの整備についてお伺いします。

近年は、受動喫煙対策の観点から分煙の徹底が求められる一方で、観光地においては喫煙所が分かりにくい、あるいは不足しているということにより、ポイ捨てや歩きたばこ等も課題になっております。今まで駅周辺に喫煙所がなかったということですが、今回設置を予定している喫煙スペースについて、その具体的な設置についてお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

喫煙所につきましては、分煙に留意しながら、屋根つきでパーティションで仕切るような構造のものを設置する予定です。詳細については、今後設計を行う中で決まっていますが、おおむね駐車場1台分、約12平方メートル程度のものを想定しております。

○8番（日名子敦子） 資料2をお願いいたします。

別府駅東口大型家電店のすぐそばです。ここが喫煙所整備の予定地です。先ほどの答弁で一定の配慮は感じられますが、観光地としては、景観との調和や動線設計が重要です。単に整備するだけではなく、利用者、非喫煙者双方にとってストレスの少ない配置が求められます。

では、喫煙所はどのような設備を予定していますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

設置物につきましては、今のところ灰皿のみと考えております。

○8番（日名子敦子） 灰皿の設置は当然として、それ以外にも、例えば駅からの案内表示や多言語対応、利用マナーの啓発など、観光地として必要な配慮があると考えます。特に外国人観光客も多い中で、ルールが伝わる設計が不足している印象です。小さな投資で大

きな効果が出る分野と感じておりますので、さらなる工夫をお願いいたします。

では、喫煙所の維持管理はどのようにお考えでしょうか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

清掃等の維持管理につきましては、外部へ委託する予定となっております。

○8番（日名子敦子） 設置後の清掃や安全管理が不十分ですと、かえって景観や衛生環境を損ねる可能性があります。クレーム対応や即応性が求められるため、管理の見える化が任せ切りにならない仕組みが必要だと思えます。愛煙家の皆さんが気持ちよく利用できる体制を整えていただきたいと思います。

続きまして、駅周辺の環境整備についてお伺いいたします。

資料3をお願いいたします。

皆様よく御存じの別府駅東口、別府駅の表示をバックに、油屋熊八像と手湯を撮影した写真です。別府市は本市の玄関口であり、観光客が最初に訪れる場所の一つですが、温泉地らしさが感じられないという声を耳にします。現在、油屋熊八像や手湯など、ここが唯一の写真スポットと認識していますが、もっと訪問者に魅力を発信する余地があるとも感じております。湯けむりの風景のメインは鉄輪・明礬エリアですし、仕方ない部分もあるとは理解しておりますが、駅を出た瞬間に、温泉のまち別府らしさを感じられる空間づくりについてどのように認識し、今後どのように取り組んでいるのか、お考えがあればお聞かせください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

別府市の表玄関である別府駅駅前広場に別府らしさを感じる施設を設置するため、平成17年度に別府駅前広場モニュメント整備事業としまして、現在の手湯のモニュメントを設置いたしました。また、平成19年には油屋熊八像が寄贈され、設置されました。今では駅前のシンボルとして、多くの観光客が熊八像と同じポーズで写真を撮ったり、手湯を楽しんでいる姿を目にし、観光客からは高評価をいただいております。

別府市は他の温泉地と異なり、別府八湯それぞれに多様な泉質と趣があるので、市内を巡る中で様々な温泉地の雰囲気を感じていただければと考えております。

○8番（日名子敦子） 既存の整備は一定の成果を上げているものの、現代の観光では、写真映え、ストーリー性、一体感が重要と言われております。Wi-Fi環境や情報発信と組み合わせることで、到着した瞬間に共有をしたくなる空間へ進化していく取組について余地があると感じておりますので、どうぞ御検討ください。

では、続きまして南部振興についてに移ります。

まず、浜脇秋葉線についてお伺いいたします。今回整備される浜脇秋葉線について、現行行っている道路整備が完了すれば、道路の幅員や車道・歩道の配置など、どのような形状の道路として整備を計画されているのか、改めてお聞かせください。

○都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

都市計画道路浜脇秋葉線道路整備事業ですが、浜脇2丁目から朝見川を渡り、永石通りまでの延長約540メートルの区間について事業認可を受け、整備を進めています。

道路計画ですが、車道部分が7メートル、歩道は両側に幅4.5メートルを設置し、全体幅員16メートルの道路整備を行っています。

○8番（日名子敦子） 浜脇秋葉線につきましては、車道だけではなく、歩道も整備される計画であるということで、地域の安全性の向上という点では大変意義のある事業だと感じております。地域の方々も、この道路整備には大きな期待を寄せておりますので、ぜひ安全で利用しやすい道路として整備していただきたいと思います。

次に、現在の事業の進捗状況についてお伺いいたします。

五、六年前に住民説明会が行われたと記憶しておりますが、地域の方々からも、今どこ

まで進んでいるのか、いつ頃から大きな工事が始まるのかといった質問を多くいただいております。この事業の用途取得の状況や、橋梁工事に向けた準備状況などを含め、現在の進捗についてお聞かせください。

○都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

進捗状況ですが、用地買収につきましては約 92%が完了しており、残りの用地についても順次買収手続を行っているところです。

工事につきましては、昨年 12 月に朝見川橋の撤去工事を発注し、業者が決定し、現在橋梁撤去前の準備として、水道管の移設工事を上下水道局で行っているところです。また、橋の撤去に支障となる電柱などの道路占用物の移設について現在協議を行っていますが、移設場所の決定などに時間を要している状況で、協議が調い、電柱などの移設工事が終了次第、橋の撤去工事を開始する予定です。

○8 番（日名子敦子） 用地取得 92%とかなり進んでいるということで、事業が着実に進んでいることは理解いたしました。引き続き、立退きを余儀なくされる地区の皆様へは丁寧な説明と適切な対応をお願いいたします。橋梁の架け替えを含む大きな工事となるため、一定の時間がかかることは理解しておりますが、次に、事業の事業期間について伺います。

この浜脇秋葉線の整備事業について、現時点で想定される完成時期はいつ頃なのか、事業全体の見通しについてお聞かせください。

○都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

現在の事業計画では、令和 14 年 3 月の完成を予定しています。

○8 番（日名子敦子） 現在令和 8 年 3 月ですので、6 年後ということです。やはり地域の方々の感覚からすると、完成までには相当な年数がかかるという印象を持たれているのではないのでしょうか。また、事業期間が長期にわたる場合には、工事の進捗状況を地域へ知らせることも地域住民の御理解を得る上で重要であると感じております。

資料 4 をお願いいたします。

この写真は、浜脇秋葉線、浜脇側の工事車両や資材が置かれている場所です。このように巨大な土のうが数百積み上げられており、橋の架け替えを含むこの事業の大きさがうかがえます。今後、橋の架け替え工事などが始まれば、一定期間の通行規制や通行止めなどが発生することも考えられます。実際に地域の方々の中には、「説明会があると聞いていたがいつなのか」、「工事の話は聞くが、今後どうなるのかよく分からない」といった声も聞かれており、不安を感じる方も少なくありません。

このような状況を踏まえ、今後工事が本格化する前に、地域住民の皆様に対して説明会を開催する予定があるのか、市としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

地元説明会につきましては、電柱などの道路占用者の移設工事完了後、橋梁の撤去工事開始前に工事の予定や通行規制などについて、地元の方々へ説明会を行いたいと考えております。

○8 番（日名子敦子） 浜脇秋葉線は地域住民の生活道路として利用されているだけでなく、迂回路として重要な道路としても使われているため、もし交通規制や通行止めが発生する場合には、市民生活への影響も決して少なくないと思います。ぜひ、地域の皆様が安心して事業を見守れる、見守ることができるよう、今後も丁寧な説明と情報共有に努めていただきたいと思います。

次に、旧平尾邸の整備事業について伺います。

現在の整備の進捗状況、これまでに実施してきた工事の内容、今後の工事の予定、そして最終的な完成時期に関して、御答弁ください。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

現在の状況ですが、令和7年度は、洋館と和館を復元・改修するための設計を進めるとともに、庭園や車庫、倉庫などの改修や解体を行ってまいりました。具体的には、車庫や倉庫といった附属屋の解体、それから、庭の整地は既に終わっております。今月中には洋館、和館、建築後に増築された部分の解体を行う予定で、設計についても今、最終段階の調整に入っているところです。

今後のスケジュールにつきましては、4月からはいよいよ建物本体の改修工事、庭園や駐車場等の外構工事に着手することとなります。工期につきましては、令和9年3月までとなっておりますので、令和8年度中の完成を目指して進めております。

○8番（日名子敦子） 資料5をお願いいたします。

旧平尾邸の裏側からの写真です。庭園が更地になり、倉庫が解体され、以前、現地視察をさせていただいたときからかなり整備が進んでいる様子が見られます。

では、次に整備後の管理運営について伺います。

旧平尾邸につきましては、指定管理者としてB－b i z L I N Kが運営を担う予定と聞いております。ただ、この事業で市民の皆さんが一番気にされているのは、本当に観光事業として成り立つのかという点だと思います。というのも、これまで全国でも成功例は多々あることも承知しておりますが、古民家、旧邸宅、歴史的建造物などを改修して観光施設として整備したものの、来場者数が伸びない、運営が赤字になる、結局は市の負担が続くという事例も少なくありません。旧平尾邸の場合も、約5億円の整備費、維持管理費、運営コストを考えると、単に建物を整備するだけではなく、しっかりと集客戦略がなければ、観光資源として持続的に運営していくのは難しいのではないかという不安の声もあります。

どのような形で集客を図り、旧平尾邸ならではの魅力をどうつくっていく、何か目玉としての工夫はあるのでしょうか。他の観光施設との差別化をどのように考えているのか、どのような来訪者を想定しているのか等あると思いますので、この事業を観光財産として確立していくための具体的な考えについてお聞かせください。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

旧平尾邸活用の基本方針でございますが、日本人観光客に加えて、外国人観光客を意識した誘客を目的に、レセプション機能、宿泊機能、情報発信機能などを備えることとしているほか、文化的・歴史的な資源が多く存在する浜脇南部エリアを回遊するための地域拠点施設としての役割を担うこととしております。

指定管理者でありますB－b i z L I N Kは、年間16万人もの観光客が訪れる別府駅の観光案内所WANDER COMPASSを運営しており、観光案内所との連携により、情報発信、誘導を行ってまいります。

また、和館につきましては、カフェ・物販・情報発信の機能を設けることとしており、庭園や建物の魅力を生かした休憩文化体験の場としての運営を行い、周辺の観光素材と組み合わせることで、国内外からの観光客の回遊と地域のにぎわいを創出することにつなげてまいります。

○8番（日名子敦子） 文化財の保存だけではなく、観光資源としての持続性、地域経済への波及効果、市民が誇れる施設になるのかという点まで含めて、今後さらに具体的な戦略を示していくことが必要ではないかと思いますので、計画性を持った事業運営をお願いいたします。

では、続きまして、おひさまパーク、中央保育所の増築工事について伺います。

保育ビジョンの下、先日、南幼稚園が惜しまれる中、閉園し、受入れ体制の構築の下、この4月から中央保育所ではいよいよ5歳児の受入れが始まるということで、保護者の皆

さんや地域の方々も大変関心を持っておられると思います。現在の進捗状況や準備状況を合わせて、来年度の5歳児の入所人数と定員を教えてください。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

現在、工事は無事完了し、5歳児保育室用に発注した物品の受入れを行いながら、5歳児保育の準備を進めています。令和8年度の5歳児は現時点で16人の予定で、定員は20人です。

○8番（日名子敦子） 保護者の安心につながるよう、引き続き丁寧な受入れ体制の充実をお願いしたいと思います。

資料6をお願いいたします。

この写真は、浜脇秋葉線から中央保育所を撮影したものです。増築工事も完了して、屋根つきの渡り廊下も見られます。

では、今回の増築により保育機能が充実する一方で、園庭が狭くなったという声も聞かれますが、子どもたちにとって屋外で伸び伸びと遊ぶ環境は非常に大切だと思います。日常の遊びや運動、行動、行事の実施場所などの確保という観点で、その影響を補うために、代替的なスペース活用を考えていらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

おひさまパーク西側の多目的広場や、今回増築した5歳児保育室の屋上を有効活用していく予定です。

○8番（日名子敦子） 子どもたちの発達にとって重要な、外遊びの質がしっかり確保されることを期待します。

では、次に、就学前の子どもたちにとって、小学校とのつながりは大きな安心感につながるものだと思っています。では、中央保育所の園児は近隣の南小学校と何か交流を行っているのでしょうか。また、これまでの取組状況や、今後交流の機会が広がる取組がありましたら御答弁ください。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

これまでも南小学校及び南幼稚園と交流してきており、来年度以降も南小学校との交流を継続していきます。これまで南幼稚園が行ってきた南小学校との交流を、中央保育所の5歳児が交流していきます。4月は南小学校のお見知り遠足に参加します。

○8番（日名子敦子） これまでの交流を継続しつつ、南幼稚園からの流れを中央保育所が引き継ぐという点は、地域としての連携がしっかり担保されていると感じました。特に、お見知り遠足のような機会は、子どもたちが小学校に親しみを持つよいきっかけになると思います。

では、おひさまパークは、地域多世代交流施設という位置づけでもありますので、子どもたちが地域の様々な世帯と関わる機会は非常に重要だと思います。中央保育所として、地域との交流はありますか。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

浜脇地区にある介護施設と交流を行っています。施設で行われる行事に参加し、歌やダンスの披露をしています。皆さんに、子どもたちから元気をもらえると喜んでいただいています。

○8番（日名子敦子） 高齢者施設との交流が継続に行われており、双方にとってよい影響が出ているのではないかと考えます。特に、元気をもらえるという声は世代間交流のすばらしさを象徴していると感じます。多様な地域資源とつながることで、子どもたちの遊びや学びにもつながっていくと思いますので、今後も継続をお願いいたします。

では、次に、中央保育所の通園路について伺います。

おひさまパーク前面の通路が通学路として指定されている中で、現在通学時間帯は交通

規制やスクールゾーン運用となっております。特に、保育所の送迎や施設利用者の訪問時間と規制時間が重なるケースも想定され、狭い道をぐるぐると迂回していらっしゃると思いました。利用者や保護者の方々に対して、どのように周知・説明を行っているのでしょうか。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

中央保育所では、保護者の皆様に、入所の際にスクールゾーンの地図をお渡しして説明しています。特に、新入園児の保護者の皆様には丁寧に説明をしています。南部児童館や南部子育て支援センターの開館時間は規制時間終了後の9時であり、影響がないため、利用者へのお知らせは行っていません。

○8番（日名子敦子） 朝の気ぜわしい時間帯ですし、交通規制を無視した車両も多く、危険だと保護者の方から御相談を受けました。通園に関して、利用者から御意見や苦情等はありませんか。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

中央保育所、南部児童館や南部子育て支援センターでは、利用者から通学路指定に関する御意見等は受けておりません。

○8番（日名子敦子） 先ほど御相談いただいた保護者の方は、通学路の状況に疑問を持たれ、方々に連絡、相談をしているとのことでした。警察へも相談されたとのこと、たまたま私が通学時の交通指導見守りをしている際に、警察の取締りも度々行われております。この道路は拡幅工事も控えていますし、通園の保護者、園児に負担のないよう、今後とも配慮いただきたいと思います。

では、続きまして、旧別府市立図書館跡地利活用について伺います。

いよいよ新図書館のオープンを来週に控え、市民の皆様も楽しみに期待していらっしゃるのではないのでしょうか。では、長年にわたり親しまれた旧図書館について伺います。

資料7をお願いいたします。

この写真は、旧図書館のエントランスに掲示されているものです。昨年11月24日に休館に入り、新図書館のオープンについての案内があります。旧図書館利活用につきましては、先日の小野佳子議員の御質疑で理解いたしましたので、私からは2点伺います。

1つ目は床面積、そして2つ目は、多くの既存の書架等を当面どのように管理していくのでしょうか。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

旧図書館の延べ床面積は1,353平方メートルです。当面は教育委員会で管理しながら、地方自治法に基づく用途廃止及び市長部局への移管手続を進めていくことになります。

書架等の具体的な取扱いはまだ未定ですが、今後の利活用方針を踏まえて市長部局と連携してまいりたいと考えております。

○8番（日名子敦子） 書架もかなりの多さで、取扱いも気になりますが、広さは1,300平米を超える広さです。様々な利用方法が考えられます。現在、市内地区公民館では基本飲食不可ですので、地域の、地域や地区の行事等でお弁当を持ち込めるスペースの確保や、中央公民館の鏡張りスタジオのニーズも多く、予約も困難なようですので、市民の健康増進やフレイル予防などの観点から、小野佳子議員の御質疑と同じように、鏡張りのスタジオの整備等、地域の意見や要望等も考慮し、地域の皆さんが納得していただける利活用を求めます。

では、続きまして、教育行政について、まず、学校現場での感染症の対応について伺います。

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖や学年閉鎖の基準につきましては、先日の谷口議員の御質疑で理解いたしました。感染状況は学校ごとに異なること

から、現場の判断に委ねられる部分も多いとは考えますが、その運用の実態や判断のばらつきが生じていないか、今後も丁寧に見ていく必要があると感じています。

また、学級閉鎖や学年閉鎖といった急な対応が必要となる場合、保護者への迅速かつ正確な情報提供は非常に重要であると考えております。そこで、学級閉鎖や学年閉鎖になった場合、保護者への連絡はどのように行っているのでしょうか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学級閉鎖等の緊急決定時における保護者への連絡につきましては、迅速性と正確性が最も大切であると考えております。具体的には、全別府市立小中学校で導入しております一斉メール配信システム *t e t o r u* を活用することで、各学校による決定を直ちに全保護者のスマートフォン等へ通知が届くようになっております。

○8番（日名子敦子） 一斉メール配信システムの活用により、迅速な情報共有が図られているという点は非常に有効であると感じました。ただ、全ての保護者が同じようにデジタル環境を使いこなせるとは限らないことも考えると、補充的な連絡手段についても配慮が必要ではないかと考えます。

では、学級閉鎖や学年閉鎖が行われた場合、児童生徒の健康確保が最優先ではありますが、その一方で、授業数、授業時数、授業時間数の確保や、学校行事への影響について不安の声も保護者から聞かれるところでございます。そこで、授業時数の減少や学校行事への影響に対して、本市としてどのように対応しているのかお伺いいたします。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学級閉鎖や学年閉鎖は、感染症の拡大防止という児童生徒の健康安全を最優先とした措置ですが、一方で、授業時数の確保と、学校行事との実施に係るバランスをいかに取るかが重要であると考えております。

授業時数の減少への対応といたしましては、学期末の予備時数の活用や授業内容の精選、重点化等を行うことで、年度末までに必要な履修内容を確実に修了できるよう、進捗を管理しております。また、学校行事は、集団生活の意義を学ぶ貴重な機会であるため、安易な中止ではなく、時間短縮も含めた形態の変更や延期の検討を行うなどして対応しております。

○8番（日名子敦子） 授業時数の確保につきましては、難しい点があることは理解しておりますが、一定の配慮がなされていると感じました。また、学校行事につきましても、形を変えて実施する工夫がなされているということでありますので、子どもたち一人一人の体験価値の低下につながらないよう、今後もフォローをお願いいたします。

近年、G I G A スクール構想の下でタブレット端末の整備が進んでおり、非常時における学びの継続手段としての活用が期待されているところでございます。特に、学級閉鎖や学年閉鎖のように登校ができない状況においては、その有効性が大きいのではないのでしょうか。

そこで、タブレット端末の活用状況や今後の活用の方針についてお伺いいたします。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

タブレット端末の持帰りににつきましては、各学校の実情に応じ、家庭学習の活用が徐々に進んでおります。学級・学年閉鎖などの緊急時におきましても、タブレット端末を活用した学習支援は有効であると認識しております。

現在、フィルタリングの設定やデジタルドリルの導入により、安全で効果的な学習環境は整っておりますので、今後は、日常的な持帰りをさらに促進し、いかなる状況下でも子どもたちの学びを止めない体制を構築してまいります。

○8番（日名子敦子） あくまでも学級・学年閉鎖中は健康の確保、安静が一番であるとは思っておりますが、タブレット端末の持帰りやデジタルドリルの活用が進む点につきまし

ては、学びを止めないための取組であるとも思っております。

では実際、学級・学年閉鎖時には、学校には独自の取組や市教委からの指示により、学習のサポートを行ったのでしょうか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学習サポートにつきましては、各学校の取組といたしまして、児童生徒が自主的に学べるデジタルドリルの活用を行い、市教委の取組といたしましては、活用促進に向けた教職員向けの研修等を実施しております。

今後も、緊急時の児童生徒の学びの保障に向けた体制づくりに努めてまいります。

○8番（日名子敦子） 家庭で自主的に学ぶということがなかなか難しいと思われます。子どもたちの状況に応じた学習支援のフォロー体制づくりにも、力を注いでいただければと思います。

では、次に、学校での交通安全指導について伺います。

子どもたちが知っているだけではなく実際に守れるようにするために、実践的な指導の充実が求められるという観点から、現在学校では交通安全指導をどのように取り組んでいるのでしょうか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学校では、学級活動や全校集会などを通じて、日常的に交通安全指導を行っております。特に小学校では、別府警察署から届く交通安全こどもニュースを活用いたしまして、具体的な事例を交えながら伝えております。

また、長期休み前にはヘルメットの着用を含む自転車安全利用5則を改めて周知し、安全な過ごし方について指導しております。さらに、新入園児、新入学生向けの交通安全教室とんとんとまれや、小学校3年生対象の自転車交通安全教室など、専門の方を招いた体験型の教室を毎年実施し、実践的な技能の習得に努めております。

○8番（日名子敦子） 令和8年4月、来月からですが、道路交通法が一部改正され、特に自転車に関する部分が大きく変更されると認識しています。小中学生も自転車に乗る機会はあると思いますので、子どもたちにもより分かりやすく伝える必要があると思います。

家庭との連携も重要になると考えますが、今後どのように周知を図っていくのか、方針がありましたらお聞かせください。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

小学校5、6年生の体育科保健領域、「けがの防止」で安全な自転車の乗り方について、中学校2年生の保健体育科保健分野、「傷害の防止」で自転車乗車時の安全な行動について取り扱っております。

また、今後は大分県警察本部が制作いたしましたおんせん県おおいた「湯〜チャリトレーニング」を活用し、自転車の交通ルール、普及啓発を行うよう、各学校に再度周知していきたいと考えております。

○8番（日名子敦子） 4月から導入される自転車の交通違反は、16歳以上に罰則金も発生します。子どものうちからルールを学ぶことは重要と考えます。教材の活用も有効ですが、見たで終わらない工夫が必要です。自転車の交通ルールを含め、安全・安心に利用できるための周知をよろしくお願いいたします。

続きまして、学校における子どもの健康診断について伺います。今回は特に不登校の児童生徒について伺います。

現在、別府市において、不登校の児童生徒数はどのようになっていますでしょうか。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

令和6年度の国の調査結果によりますと、いわゆる不登校の児童生徒数は、小学校79名、中学校188名、合計267名です。

○ 8 番（日名子敦子） 少し減少傾向にあると伺いましたけれども、かなりの人数だと思います。

では、不登校児童生徒の健康診断について、登校が難しい子どもたちにとって健康状態の把握が遅れることは大きなリスクです。保護者の皆さんも健康だけは守りたいのではないのでしょうか。学校での受診が難しい場合でも、確実に健康診断を受けられる体制が必要と考えますが、各家庭でかかりつけ医等で受診となりますと、経済的な負担となります。安心して受診できる体制づくりを検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○ 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

登校した際に、校内で身体計測や視力・聴力検査を行うとともに、尿検査は、保護者との連携により個別に回収しております。

また、内科、歯科等の専門医検診につきましては、予備日への案内や校内受診が困難な場合には事前に学校医と相談の上、可能な場合は学校医での個別受診を案内しております。長期欠席者等につきましても、事前に学校医と協議し、個別の事情に応じた実施方法を検討するなど、受診機会の確保に期してまいります。

○ 8 番（日名子敦子） 個別対応の姿勢は評価できますが、受診できてない子どもがどの程度いるのかが気になります。医療との連携を、医療関係の機関との連携を制度的に強化する余地はまだあると感じます。不登校の児童生徒が学校で健康診断を受けられず、医療機関で受診した場合の費用について、何らかの補助制度を設けることはできないのでしょうか。全ての子どもがひとしく健康診断を受けるようにするためには、何らかの支援が必要ではないかと考えますが、市のお考えを伺います。

○ 学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

児童生徒の健康診断につきましては、学校医との連携をより一層強化し、個々の状況に応じた柔軟な実施方法について専門的な助言を得るとともに、保護者に対しましても、健康診断は心身の健やかな成長を確認する大切な機会であることを伝え、受診を促す働きかけを丁寧に行ってまいります。

補助金制度につきましては、他自治体の状況につきまして調査してまいりたいと考えております。

○ 8 番（日名子敦子） 子どもの健康に直結する課題でありますので、前向きな制度検討を期待したいところです。栃木県宇都宮市では医師会と連携し、不登校の児童生徒の健康診断を個別に行っているようです。

他自治体の事例も参考にしながら、本市としても前向きな検討をお願いして、質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。

○ 3 番（中村 悟） 創る未来の会、中村悟です。

今から一般質問に入らせていただきます。今回は民泊事業のほか、毎度の子育て支援、中でも妊産婦、乳幼児に着目をして質問をさせていただきます。

マクロの視点から別府市の行政を見てみますと、今必要な政策は、市民の収入を増やすことと、少子化対策と言えると思います。別府市は果敢にも公営事業のアプリの開発であったりとか、新湯治・ウェルネス事業など、結果として市民の収入を増やす政策や市民福祉増進のための事業に、長野市長の下、積極的に取り組んでいます。

少子化問題につきましては、2つの視点が必要だと思います。1つは少子化により、国民総生産GDPが下がったとしても、個人当たりの豊かさを上げる取組が日本には求められていると思います。もう一つは、子育て支援によって女性が安心して産み育てることができる環境をつくるということです。少子化を改善するには、なかなか日進月歩で目に見える結果というのがすぐに出るというものではありませんが、確実に一步一步、粘り強く進めていくしか少子化対策を進める道はないと思いますので、今後も取組をお願い申し上げます。

まして、私からの本題の質問に入りたいと思います。

まず、1つ目に上げさせていただきましたのが、妊産婦乳幼児専用の避難所についてです。避難所では自助・共助・公助の順が重要であり、避難所における備蓄品に関しても、飲食物など生活必需品に関しては可能な限り自分で用意する必要があります。前提を踏まえた上で、被災の状況によって必要になってくる備蓄品について取り上げさせていただきます。

まずは山の手小学校を例に、避難所の防災備蓄品について質問をさせていただきます。要配慮者用の物資として、粉ミルクとアレルギー対応ミルクが備蓄をされています。全市での両方合わせたストック数は3万9,570グラムあるのですが、山の手小学校には備蓄がないということです。なのですが、哺乳瓶のほうは12個備蓄をされています。哺乳瓶はあっても、肝腎の粉ミルクがないというふうな状況になっております。小学校は場所柄、乳幼児を連れた御家族が避難する可能性が高いと推察されますので、ミルクの備蓄をお願いしたいです。我々大人と違って、母乳やミルクしか栄養源がなく、体がまだ発達の段階にある乳幼児にとって、命に直結する問題です。

以上について、答弁をお願いします。

(議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く)

○防災局次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

粉ミルクやアレルギー対応ミルクにつきましては、特に夏場などで室内が高温化する学校の備蓄倉庫に保管することは、品質管理の観点からリスクを伴うことが想定されますので、比較的常温に近く、湿気の少ない男女共同参画センターの防災備蓄倉庫に備蓄しております。

○3番（中村 悟） また、粉ミルクを解くためには一度沸騰させた70度以上のお湯が必要になってきます。これは水に含まれる残留塩素や汚染物質を除去し、粉ミルクに混入している可能性のあるサカザキ菌などの病原菌を殺菌するために必要です。

避難所でのお湯の調達方法について、答弁を願います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

災害時において電気もガスも使用できない場合、お湯を沸かす防災備蓄品は現在のところございませんので、液体ミルクの使用を想定しております。しかしながら、避難所の一部ではガスバルクによりお湯を沸かすことができます。また、それ以外の避難所につきましてはお湯を調達できるよう今後対応してまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟） 言うまでもなく、乳幼児にとってお湯は重要になります。お湯がなければ、粉ミルクがあってもミルクはつくれません。避難所ごとに具体的にお湯をどう調達するのか、また再確認を今後していただければと思います。

避難所で簡単にお湯を沸かすことができない場合に便利なのが、先ほど答弁でありました液体ミルクになります。液体ミルクは、調乳済みのミルクが液体状態で販売されている製品です。お湯や水に溶かすことなく、哺乳瓶に移し替えればそのまま赤ちゃんに与えられるのが特徴で、常温保存が可能なため、外出時の持ち運びはもちろん、避難所でも大変便利な商品です。

日本で液体ミルクが大きく注目されるようになったのは、2016年4月に起こった熊本地震がきっかけでした。震災の被害により断水が続く中で、フィンランドから支援物資として届いた液体ミルクに脚光が集まった経緯があります。ライフラインが止まり、お湯どころか水さえも用意できない中で、そのまま飲める液体ミルクは避難所になくてはならない物資と言えます。それ以来、各所で署名運動が行われるなど、国内における液体ミルク製品化への動きが拡大をしました。

日本では現在、母乳・粉ミルク・両者混合の3通りの授乳スタイルがありますが、世界

の多くの国々では、もう一つのポピュラーな選択肢として液体ミルクがあります。とりわけ女性の社会進出が進んでおり、育児先進国と呼ばれる北欧で広く普及しており、粉ミルクと液体ミルクの販売量の割合はスウェーデンではほぼ半々、フィンランドでは液体ミルクが9割ということです。別府市では、備蓄品として液体ミルクが720缶用意をされています。

課題点としては、消費期限と保管場所です。賞味期限が6か月から1年と、粉ミルクの18か月から2年に比べ比較的短いので、定期的な入替えが液体ミルクは必要になってくると、保存方法がどちらも常温保存ではあるのですが、液体ミルクは液体のため、より高温になる場所へ保管するリスクを避けるために、男女共同参画センターのみに保存しているということです。別府市では現状粉ミルク、液体ミルク両方備蓄をされていますが、どちらもメリットとデメリットがございますので、被災時の状況を十分に勘案し、粉ミルクと液体ミルクの備蓄量のバランスを再度検討をしていただきたいと思います。

以上について、答弁を願います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

液体ミルクと粉ミルクのどちらも、本市で策定しております別府市備蓄計画において備蓄の目標数量を定めており、現時点で目標数を達成しておるところでございます。

○3番（中村 悟） 分かりました。

また、小学校の特性上、乳幼児を連れた母親が避難してくる可能性が比較的高いと想定をされる中、避難所がない粉ミルクや液体ミルク、またおむつなどの物品が必要となった場合、男女共同参画センターから各避難所へどのように配給をする予定ですか。答弁を願います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

市の職員が防災備蓄倉庫から必要物品などを搬出し、必要としている避難所へお届けするようになっております。各避難所の備蓄倉庫の改修も現在行っており、備蓄物資の適正配分に努めてまいります。

○3番（中村 悟） 次に、使用した哺乳瓶の消毒方法についてです。哺乳瓶は使うたびに洗浄・消毒をしないとカビや細菌がボトルや乳首に繁殖し、免疫力の弱い赤ちゃんが食中毒や感染症にかかるおそれがあります。ただでさえ、ふだんに比べて感染症のリスクが高い避難所生活になります。避難所という特性上、煮沸での消毒が難しいと考えますので、その場合はミルトンなどのつけ置き消毒用品も備蓄する必要があると思います。

もしくはもう一つの方法としては、1本当たり300円程度、少しお金はかかるのですが、消毒の必要がない使い捨ての哺乳瓶を備蓄する方法もありますが、以上について答弁を求めます。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

本市では、大規模災害時において特に貴重な飲料水の確保の重要性を鑑みて、哺乳瓶につきましては使い捨ての哺乳瓶の備蓄を進めており、目標数1,635本に対し、現在は769本備蓄しており、来年度には目標の備蓄本数に達する予定でございます。

○3番（中村 悟） 来年度には目標達成ということで、理解しました。

また、乳幼児の感染症予防対策にもう一つ大切なのが沐浴です。言うまでもなく、ウイルスや菌から乳幼児の体を守るために沐浴が必要ですが、別府市の避難所には沐浴用の浴槽、いわゆるベビーバスがありません。各避難所に1つ備蓄をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

災害に伴う断水時の避難所運営においては、水の確保が極めて重要となります。ライフラインの復旧の見通しなどにもよりますが、沐浴につきましては、洗い流し不要の沐浴剤

やウェットシートなどを活用する対応を考えております。

- 3番（中村 悟） 先ほど答弁にありました、洗い流し不要な沐浴剤といいますと、一般的にはスキナベープなどが上げられますが、それを使うにしてもあくまでもベビーバスは必要になります。

また、ウェットシートでの対応は多くの避難所等で見られますが、赤ちゃんの皮膚は厚さが大人の約半分のため、非常に弱く、あせもやおむつかぶれ、皮膚炎、真菌感染が起こりやすくなります。実際に、熊本地震や能登半島地震では、乳児が数日から1週間入浴できなかった事例が多数発生をしたとのこと。今は折り畳みのベビーバスでしたらコンパクトにまとめられて、そして1つ3,000円程度で購入もできますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、避難所では自助・共助・公助の順が重要であり、避難所における備蓄品に関しても、飲食物など生活必需品に関しては、可能な限り自分で用意をする必要があります。しかしながら、乳幼児の粉ミルクや紙おむつ、または女性の生理用品などは必ず必要なものであり、非常時の状況によっては自分で用意できなかった場合に備えて、どの避難所も必ず備蓄しておく必要があると認識をしております。しかしながら現状を見てみますと、専用避難所の1か所である山の手小学校では、乳幼児の紙おむつの備蓄はゼロです。また令和6年3月時点での別府市全体での備蓄数は3,648枚乳幼児の紙おむつがあるということですが、山の手小学校ではゼロと、偏りがあるのではないかなと思います。ほかにも生理用品が全市で3,870枚の備蓄に対して、山の手小学校ではゼロです。歯ブラシセットも全市1万3,000本に対して、山の手小学校ではゼロです。各避難所の備蓄庫のスペースの問題があり、備蓄できる品数に制限が出るというのは承知をしております。が、例えば山の手小学校には大型扇風機3台、石油ストーブ5台備蓄しているようですが、かなり場所を取っていると思われます。石油ストーブは停電時に暖を取るために必要だとしても、大型扇風機に関しては体育館に冷暖房、エアコンが完備されていることを考えると、本当に必要なのかということも疑問に思います。

そのスペースを使って、紙おむつや生理用品などを備蓄することはできないでしょうか。限りあるスペースだとしてもバランスよく、いま一度市内の指定避難所の備蓄品を選定し、見直しチェックすることはできませんか。答弁を求めます。

- 次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

主要避難所として指定している学校の備蓄倉庫には、避難生活において年齢や性別を問わず多くの方々が使用し、またその使用頻度も高く、さらには高温多湿に対して比較的耐性のある防災備蓄品を基本として備えるようにしております。

大型扇風機につきましては、停電時に体育館のエアコンが使用できない際に、発電機等により使用することが想定されておりますので、各避難所には備蓄する必要があるというふうに考えております。しかしながら、各避難所の備蓄倉庫には適宜棚などを設置しており、スペースのさらなる有効活用を講じておりますので、備蓄品の適正な配分についても進めていきたいと考えております。

- 3番（中村 悟） 分かりました。ぜひ備蓄のスペースのさらなる有効活用ということで、今年度棚をつくったということで、またしっかり見直していただきたいと思います。

次に、指定避難所と福祉避難所について入りたいと思います。

別府市には指定避難所と福祉避難所があります。指定避難所とは、大きな災害で自宅で安全に過ごせない方が一時的に滞在する場所として、別府市があらかじめ指定した施設です。主に小中学校、高校体育館、公民館などです。一方、福祉避難所は災害時に一般の避難所生活が困難な要配慮者、要配慮者とは高齢者の方、また障がい者の方、また乳幼児をお連れの方、また妊産婦さん、そして医療ケアが必要な人などを受け入れるための、市が

福祉施設等と協定を結んで確保した避難所になります。主に特別養護老人ホーム、障害者支援施設、社会福祉施設などになります。

では、別府市内の指定避難所、また福祉避難所の施設数を答弁願います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

市内の指定避難所は 40 か所、また本市と協定を締結している福祉避難所は 33 か所でございます。

○3 番（中村 悟） その中の福祉避難所なのですが、今 33 施設あるということです。先ほど、一般の福祉避難所に入る方は一般の避難所生活が困難な要配慮者として高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、医療ケアが必要な人ということで上げさせていただきましたが、その中で妊産婦・乳幼児に特化した福祉避難所の数を答弁願います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

現在のところ、妊産婦や乳幼児に特化した福祉避難所はございません。

○3 番（中村 悟） 別府市内の福祉避難所施設は高齢者施設であったり、障がいがある方の施設、また特別な事情がある方の施設が主で、妊産婦・乳幼児をお持ちの方が過ごしやすい、育児設備が整備された施設はございません。

これからは、その必要性についてちょっと質問をさせていただきたいと思います。令和 7 年 12 月 28 日に共同通信社が発表したデータによると、災害時に自治体が設置する福祉避難所のうち、妊産婦や乳幼児専用の避難所を整備しているのは、都道府県庁所在地など、全国の主要 52 自治体の約 3 割に当たる 15 市区にとどまるということです。妊婦らには授乳や沐浴場所の確保など特別のニーズがあり、2024 年の能登半島地震では、石川県輪島市が専用避難所を 1 か所設けました。しかし、まだまだ妊産婦・乳幼児専用避難所の設置は全国的には進んでいないという現状がございます。

仙台市の例を挙げますと、災害発生時に指定避難所での生活が困難な、出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護学科を有する大学などを周産期福祉避難所として指定しているということです。その避難の流れとしては、まず最初に、1 番目は身の安全を確保し、それを最優先に地域の指定避難所、学校などにまずは避難をするということです。次の流れとしましては、指定避難所で相談を受けた保健師が周産期福祉避難所への入所が必要と思われる方を選定し、入所対象者を決定するということです。3 番目は、周産期福祉避難所の受入れ体制が整ったところで、御家族や地域における支援者等の協力により対象者を現地に移送するということになります。そして、仙台市では助産師さんが 24 時間体制で心身のケアを担うという流れになっております。

授乳中のお母さんにとって、指定避難所への避難は周囲の目があるため、搾乳や授乳をすることがためられます。赤ちゃんの夜泣きなど、泣き声でも周囲を気にしてしまいます。妊産婦さんの体は非常にデリケートであり、環境の変化はリスクを伴います。おなかが大きくなるため、体をゆっくり休める環境が必要です。以上を鑑みると、指定避難所に避難せず、車中避難というのを選択してしまう方々、御家族も多くなると想定されますが、車中避難は妊産婦さんにとって体や足が伸ばせないのも、なかなか心身や体に非常に危険性が伴うと言わざるを得ません。

以上のことから、別府市内に妊産婦・乳幼児専用福祉避難所の開設を要望します。具体的には、市内にある乳幼児総合支援センターの栄光園さんなど妊産婦・乳幼児専用避難所としてふさわしい設備がある施設もありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。以上について答弁を求めます。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

妊産婦のプライバシーの確保や母子への専門的なケア、沐浴場所や夜泣きを気にしなくて済む生活環境の維持などが必要と認識しております。本市では、避難所運営マニュアル

において妊産婦の方など要配慮者に係る配慮事項を示しておりますが、引き続き先進事例などを参考に、妊産婦・乳幼児に配慮した避難所運営の最適な方法を講じてまいりたいと考えております。

- 3番（中村 悟） これにつきましては、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。施設の移設など具体的な動きを今後していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問は民泊についてです。

新湯治・ウェルネス事業の影響による湯治文化の再興とともに、長期宿泊の観光客が増加することが予想されます。そこで、比較的安価で泊まれる民泊需要が増えることが予想されます。また、別府市でも急増する空き家の活用策として、民泊事業に着目する企業や個人も増えてくるでしょう。実際に、私の周りでもそういった声が聞かれるようになりました。しかし、全国的な事例を挙げさせていただきますと、国家戦略特別区域の特区民泊の9割以上が集中する大阪市では、民泊施設と地域住民とのトラブルが大きな社会問題となりまして、結果として大阪市が特区民泊の新規申請受付を2026年5月末までで終了することを国に提案をし、認定される事態になっています。

そこで、別府市内の実態について質問をしたいと思います。現在、別府市内に届出をされている民泊件数は何件ありますか。答弁を求めます。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

令和8年1月末現在、別府市内で登録されている住宅宿泊事業者は47件となっております。

- 3番（中村 悟） 分かりました。

では、過去3年間の届出の推移を答弁願います。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

別府市内での登録件数ですが、令和5年度が17件、令和6年度が32件、そして令和7年度が現時点で47件となっております。

- 3番（中村 悟） 令和5年が17件ということを考えますと、令和7年に47件ということで、2倍強の伸びを記録しているということになります。

民泊の問題点として、民泊の申請時に、事業者に対して近隣住民への説明の義務は課しているが、近隣住民が合意を取る必要は定めていないために、近隣住民とのトラブルにつながりやすいという点が上げられます。主なトラブルの例としては、深夜の騒音であったり、ごみの分別違反であったり、路上駐車、また見知らぬ人の出入りによる隣の家の方の不安であったりというのが上げられると思います。

以上、そのような問題に対して、現状市民から別府市に寄せられている相談等把握している情報があれば答弁を願います。

- 観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

民泊に関する相談等につきましては、一部違法民泊ではないかというような声などが寄せられたことはありますが、把握している範囲では、大きな問題となるような相談は受けておりません。民泊の認可につきましては大分県が管轄しておりますが、県全体としても苦情件数は数件であり、内容としては、たばこの吸い殻があるから対応してほしい、また駐車場のじゃりが敷地外に出ているから対応してほしいなどが上がっているとのことです。

- 3番（中村 悟） 現状では、そこまで大きな苦情の件数は寄せられていないということと理解しました。

次に、市と県の責任範囲について質問をさせていただきます。

住宅宿泊事業は、事業の許認可は住宅宿泊事業法に基づき、都道府県が管轄をしていま

すが、ごみ行政であったり生活環境保全であったり、景観行政であったり、まちづくりは市の責務になります。そこで、市として民泊問題をどのような行政課題と認識をしていますか、答弁を求めます。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

全国的には騒音、ごみ出し、深夜の騒ぎ、違法な営業などの近隣トラブルが問題となっていることは認識しており、本市においても、これらは今後起こり得る課題であると考えております。現在は大きなトラブルに至っていないものの、事業者が増えるにつれて近隣住民の皆様の不安を払拭するための対策がより重要になってくると考えております。

○3番（中村 悟） また、近年は無届け営業いわゆる違法民泊が問題になっています。これは放置できない問題だと感じております。

以上について、市はどう認識をしていますか。

○観光課長（牧 宏爾） お答えいたします。

違法民泊については犯罪であり、大分県では無許可や無届けの疑いのある宿泊施設の情報については、管轄の保健所または大分県食品衛生課に連絡するように広報しているところです。民泊によるトラブルや違法民泊を放置すれば、ルールを適正に守っている事業者との間で大きな不公平が生じますし、何よりも市民、観光客に不安を与える要因になると考えております。

○3番（中村 悟） そこで、今後の対策についてなんですが、住宅宿泊事業法第18条では、都道府県は住宅宿泊事業に起因する騒音の発生、その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、必要があるときは合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるのとあります。県に許認可や条例の制定などの権限があるとはいえ、別府市民の住環境を脅かすことがないように、別府市として必要なときにすぐに対策を講ずることができる準備を、県としっかり連携をして協議する必要があると考えます。

以上について、答弁をお願いします。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

民泊のガイドラインでは、苦情・問合せへの対応は、民泊事業者が深夜早朝問わず常時応答または電話に対応する必要があるとされています。また現在、大分県別府市においては宿泊税の導入に向けた検討がなされており、県の報告書では住宅宿泊事業法上の適正な指導・監督は県の役割としていますが、民泊事業者の的確な把握と闇民泊等に対する指導適正化について、県、警察、市、民間団体等が連携した取組が求められていますので、民泊事業の適正化に向け、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟） 答弁ありがとうございます。観光は本市の重要な柱と言えます。しかし、住民生活の安心・安全があってこそその観光だと言えます。民泊を否定するものではないのですが、しっかりと適正なルールの下、持続可能な観光都市を実現する必要がありますので、今後も民泊事業の経過に注視をしていただきながら、必要があれば対応をお願いいたしまして、次に移りたいと思います。

それでは最後の質問です。

別府市の産後ケア事業について質問をさせていただきたいと思います。

先日、ヤフーニュースで女優の石原さとみさんの記事を目にしました。石原さんも第2子出産時に、子どもの夜泣きによる寝不足や体調の変化による記憶力の低下、いわゆるマミーブレインに悩んでいたそうです。ふだんの生活の中で、あれ、今何しようとしてたんだっけということが度々起こり、これが舞台上でもしなってしまうたらと不安感にさいなまれることが多々あったということです。そんな中美容院に行って、久しぶりにシャンプーだけをしてもらったそうなんですが、それがすごく気持ちよくて、久しぶりに深呼吸でき、

心身ともに癒やされたとのことでした。

我々がふだん何げなくしていることでも、産後のお母さんにとっては特別な癒やしになり、明日への活力になることが多々あります。別府市が提供しているウェルネス産後ケア事業もそれに当たると思います。少しでも多くの妊産婦さんの目にこの事業が止まり、利用する方が増えるよう、またより使いやすい制度にブラッシュアップできるように、今回も取り上げさせていただこうと思います。

まず、別府市民向け事業、ウェルネス産後ケアサービスZUTTOについてです。ZUTTOは、こどもまんなか社会の実現を目指し、新湯治・ウェルネスと産後ケアを掛け合わせた、別府市独自の全国に誇れる市民サービスです。別府市新湯治・ウェルネス推進室が令和7年5月26日に発表した資料によると、市内の源泉の泉質、塩化物泉・単純温泉・炭酸水素塩泉・硫黄泉にはそれぞれ子宮筋腫・子宮内膜症・鬱病・乳がん・腰痛・関節痛・月経異常など、疾病リスクが減少する効果があるという科学的根拠が得られたということで記載をされています。つまり、産後の体にもいい影響があると言えます。

具体的には、この事業は別府市在住の産後1歳未満の母親とその乳児に対してのサービスになりまして、別府の宝であるこの温泉とホテルや旅館というすばらしい資源を生かして、心も体もゆっくりと癒やされる宿泊、宿泊施設で産後ケアが受けられるすばらしい取組です。別府市が宿泊費2万円まで負担をします。年ごとに利用者が増え続けている事業になります。私も最重要事業、ZUTTOを最重要事業として事業開始以来注目させていただいているのですが、私の狙いとしては、別府市独自の事業ZUTTOと国の母子健康事業の産後ケアを複合的に推進することで、産後ママさんたちを取りこぼすことなく支援につなげ、産後1年間を通じて乳幼児と産後ママが助産師さんのサポートを受けることができる。それにより、子育ての不安解消や、大事な体をいたわり、産後10人に1人が発症すると言われている産後鬱を減らすことにつながると考えています。産後ママは急速な体の変化、またホルモンの変動や出産のダメージ、また生活リズムの変化、きょうだい児の子育て、特に産後1年間は365日休みなく乳幼児の見守りが必要です。ZUTTO、そして産後ケアが、そんなお母さんにひとときの休息と心のサポートになれると思います。そして2人目、3人目とまた子育てをしたいと思ってもらえたら、別府市の合計特殊出生率にプラスになり、将来的にも別府市を支える力になってくれると思います。

それでは質問します。

今年度は2025年9月1日から2026年2月28日の実施期間でしたが、令和7年度の最大受入れ組数と実績について答弁を願います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

ウェルネス産後ケアサービスZUTTOの令和7年度募集は、300組に対し、実績は応募総数172組、利用者数154組でございます。応募総数と利用者数の差である18組につきましては、利用決定後のキャンセルが12組、連絡不通等による不成立が6組でございます。

○3番（中村 悟） では、実績に対して担当課としてどのように捉えておりますか、答弁を願います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

ウェルネス産後ケアサービスZUTTOの実績数については、抽せん方式による申込みから利用までの期間の長さ、最低催行人数設定による日程制約があったと分析しております。

利用者アンケートでは、利用者の満足度は高く、おおむね高評価を得ています。事業の質については、利用者に満足度の高いサービスを提供できたと考えております。

○3番（中村 悟） では、別府ウェルネス産後ケアZUTTOの周知の方法について答弁

をお願いします。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

市公式ホームページ、LINE、SNS等の電子媒体のほか、こども家庭課、出生届を行う市民課や手当等の手続を行う子育て支援課の窓口をはじめ、子育て支援センター、産科医療機関等でのリーフレットの配布とポスターの掲示により周知を行っております。さらに、赤ちゃん訪問時に当該年度の事業案内を行っております。

○3番（中村 悟） 出生届取得時や赤ちゃん訪問時にも周知を行っているということですが、今年度の結果からさらなる周知の徹底を、いま一度担当者のレベルに落とし込んで行っていく必要はあろうかと、再確認する必要があるかと思います。また、利用者が日程調整をしやすくし、結果として利用者の拡大につなげるための対策を取っていただきたいと思います。

以上について、令和8年度はどう対策をしていきますか。答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

周知につきましては、現在実施しているホームページやSNS、関係機関でのリーフレット配布等を継続するとともに、より効果的な周知方法についても調査検討してまいります。

また、申込みから利用までの期間の長さにつきましては、令和8年度から抽せん方式の見直しを検討しており、申込み順方式などの導入も含め、申込みから利用までの時間短縮や、より計画的な利用につながるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

最低催行人数につきましては、事業の実施に係る費用面から直ちに見直すことは難しい状況でございますが、申込みから利用決定までの方法を見直すことで日程調整がしやすくなり、結果として利用機会の拡大につながるものと考えております。

○3番（中村 悟） ぜひ、よろしくお願いします。こども家庭課さんはかなり毎回ブラッシュアップをしてくださるので、すごくありがたいなと思っております。また、今提案させていただきました課題につきましても、ぜひ今年度も改善するようよろしくお願い申し上げます。

次に、別府市外向けの事業のMOTTOについて質問をさせていただきます。

この事業は市外在住の方が対象で、ZUTTOのサービスを実費負担、利用者の実費負担で受けることができる、市外対象者に対しての事業になります。

では、今年度の募集組数と実施組数を答弁願います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

ウェルネス産後ケアサービスMOTTOの、令和7年度の利用実績は5組でございます。内訳は県内3組、県外2組でございます。

○3番（中村 悟） 利用組数は5組ということでした。MOTTOを開始して初年度でした。利用者の反応や、実際に運営した際のうまくいった点であったり、課題点など、担当課としてどう捉えていますか。答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

MOTTOの利用者からは、専門職による個別ケアや子どもの預かり、宿泊環境の質の高さについて評価をいただいております。市外在住者向けMOTTOは、市民向けのZUTTOとは異なり、産後ケアサービスについては有料、宿泊費は全額自己負担で実施しているため、1泊当たりの単価が高額となる傾向があります。このため、ZUTTOとの効率的な実施により単価を抑えております。

課題といたしましては、初年度であることから認知度がまだ十分とは言えないことでございます。

○3番（中村 悟） MOTTOに関しては、利用者の評価は上々であると。ですが、初年度ということもあり認知度が不十分のため、年度で5組の利用ということが分かりました。

ZUTTOとMOTTOは同じ別府ウェルネス産後ケア事業ではありますが、その性質が大きく違います。ZUTTOは別府市による別府市民のための福祉サービスですが、MOTTOは別府市外在住者に対しての観光政策と言えます。市外在住のMOTTO利用者の市内消費による経済の活性化によって、市内在住ZUTTO利用者の市からの補助金が賄えるように、さらなるMOTTOの周知に取り組んでいただきたいと思います。

私は毎年、別府ウェルネス産後ケアの現場視察を個人的に行っていますが、どの利用者も決まってZUTTOを称賛し、「こんなすばらしい事業を行っている別府市に感謝している」という意見であったり、「リラックスできた」、「産後の時間が取れずに夫婦間であったり別のきょうだい児とのコミュニケーションがおざなりになっていたが、ゆつくりとZUTTOでホテルで過ごすことにより、絆を深める時間が持てた」などの声が聞かれます。

また、一番うれしいと思うのが、「ZUTTOがあるなら今後2人目、3人目も産みたい」という、うれしい声も行くたびに毎回聞かれます。

そこで質問します。この別府ウェルネス産後ケア事業を今後どう展開していくつもりでしょうか。答弁を求めます。

○こども部長（宇都宮尚代） 答えいたします。

別府ウェルネス産後ケア事業は、産後の母子が安心して休養できる環境を整えるとともに、別府の宿泊施設や地域資源を活用した新しい産後支援の形として取り組んでいます。行政が制度設計と立上げを担い、将来的には民間主体で展開可能な産業化を推進することを目的としております。その過程におきまして、母子保健法に基づく産後ケア事業をホテルや旅館等で実施したいと考える事業者が主体的に参画し、別府の地域産業として発展していくことが理想であると考えております。

今後も、母子保健の観点から必要な支援を着実にを行うとともに、関係機関や宿泊事業者とも連携しながら、より利用しやすく、別府らしいウェルネス産後ケア事業として発展させてまいりたいと考えております。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。

では、次の質問に入りますが、これは母子健康保健事業として実施している通常の、いわゆる国が実施している産後ケアですね、その令和5年度から令和7年度の利用者の数を答弁願います。

○こども家庭課長（内田千乃） 答えいたします。

母子保健法に基づき実施している産後ケアの利用者数は、令和5年度は宿泊型・デイサービス型を99人が延べ305回、令和6年度は宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型を183人が延べ611回、同じく令和7年度は1月末現在で194人が延べ599回利用しております。

令和6年度の制度改正により、産後ケア事業がユニバーサルな事業として位置づけられ、併せてアウトリーチ型を新設したことから、令和5年度と比較して、利用者数及び利用回数ともに増加しております。制度の周知と利用環境の整備により、必要とする方が着実に利用につながっているものと認識しております。

○3番（中村 悟） 年々周知が広がって増加、増加傾向ということで、すばらしいことだと思います。この事業、すばらしい事業なので、さらなる利用者の拡大策を検討していただきたいと思います。

利用者拡大を図る上で、現状利用のネックになっていると思われる利用料を、初回のみ無料にしてみるのはいかがでしょうか。広島県の尾道市などがそれで効果が出ているということです。利用をためられる方の一押しになると思います。答弁を願います。

○こども家庭課長（内田千乃） 答えいたします。

国は、分娩件数を基に利用率を算出しておりますが、本市では、出生数を基に利用率

を算出したところ、令和５年度 16.7%、令和６年度 34.9%、令和７年度は１月末現在で 41.5%となっており、利用は着実に伸びております。本市の産後ケア事業は、宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型を合わせて１人当たり 7 回まで利用可能であり、非課税世帯・生活保護世帯につきましては、既に利用料を無料としております。

今後とも、周知の強化や申請手続の簡素化を図り、必要とされる方が利用しやすい制度運営に努めてまいります。

○３番（中村 悟） 分かりました。

先月、京都市に産後ケアの視察に行ってきました。京都市は産後ケア事業が進んでいる市町村であると言えます。１泊２日の視察で４か所の産後ケア実施施設を学び、私も多くの学びを得ることができました。中でも、母子保健事業の産後ケアの宿泊型について取り上げさせていただきたいなと思います。

では別府市において、令和５年度から令和７年度までの宿泊型の利用者の実績を答弁願います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

宿泊型の利用実績につきましては、令和５年度が 46 件、令和６年度が 113 件、令和７年度は１月末現在で 104 件となっております。

○３番（中村 悟） 別府市での宿泊型実施施設はあおい産婦人科さん、別府医療センターの医療機関の２施設になります。それぞれ施設ともに本来の業務がございますので、本来の業務が多忙であったりとも様々な状況は推察されますが、宿泊型利用対象が生後 59 日までと、本来の実施要件の生後 1 年までに比べて短期間のことと、あとお産が多い月はやはり予約が取りにくいということもあるというふうに聞いております。

一方、京都市では産後ケア事業実施認可施設要件に沿った施設整備を行った上で、医療機関だけではなく、ホテルや旅館でも母子保健事業の産後ケアを実施をしております。これにより宿泊型が使いやすく、利用者も多くなっています。今後の展開の一例として取り上げさせていただきました。

以上について、感想などあれば答弁を願います。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

母子保健法に基づく産後ケアの実施施設につきましては、大分県が県域で施設を取りまとめ、集合契約を行う仕組みとなっており、県内の利用者は県内全域の実施施設を利用することが可能となっております。産後ケア事業への参画を希望する事業者から御相談があった場合には、県の担当部署につなぎ、要件審査を経て実施施設として認定されることになります。

なお、令和８年度からは、別府市内において１歳までのお子さんの受入れが可能な産後ケア実施施設が新たに登録される見込みです。今後につきましても、市内における実施施設の拡充について、関係機関と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○３番（中村 悟） 令和８年度から１歳まで利用可能な施設が登録されるということで、非常にうれしいことだと思います。ぜひ、引き続き宿泊型が使いやすい、別府市内でも使いやすいようにしっかり力を入れていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問に入ります。産後ケア事業DX化推進についてです。

別府市では、利用者の利便性向上のため、利用の、産後ケアの利用申請をオンライン化しています。これは利用したお母さん方からも、利用しやすくなったとの声が多く聞かれました。しかし、システム上利用者がオンラインで入力したものを市の職員さんが手入力をしていると聞きます。また、予約連絡を各産後ケア実施施設に電話等で行っているため、半デジタル半アナログのシステムと言えそうです。

そこで、利用者がオンライン入力をしたデータが直接産後ケアの実施施設のアプリに届き、行きたい日にどこが空いているか、どんな施設かなどの特徴がインターフェースで直感的に確認できる、利用者にとっても使いやすい、産後ケアに特化したシステムも今はあるようです。ほかの市町村での導入実績もあります。完全D X化することで、職員さんの手間が省け、実施施設も施術中に手を止めて電話対応する手間も省け、メリットも大にあると思います。

完全D X化について、担当課としてどう考えますか。答弁を求めます。

○こども家庭課長（内田千乃） お答えいたします。

産後ケアD Xにつきましては、県内市町村で共同目標を定め、大分県と連携しながら推進しているところです。産後ケア事業は、県が県域で施設を取りまとめ、契約を行う仕組みとなっていることから、市単独で独自予約システムを構築することは制度上、慎重な検討が必要であると考えております。

本市では、既にL o G o フォームによる申請のデジタル化を実施しております。今後につきましても、県と連携しながら産後ケアD X化の推進に取り組んでまいります。

○3番（中村 悟） ありがとうございます。

今回も、子育て支援を中心に一般質問のほうをさせていただきました。僕はやっぱり別府市が絶対に発展していくためにも、必ず経済で活性化することというのはもちろんのこと、やはり子育て支援、これまた結果がなかなか出にくいものではあるんですが、やれば確実にそれに助かっている方も多くいますので、これをしっかりとまた推進していったって、市としてもしていただきたいと思いますし、私自身もしっかりこれからは着目してやっていきたいと思います。

では、以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（安部一郎） 休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（安部一郎） 再開いたします。

○2番（石田 強） 日本維新の会、石田強です。通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

別府市は、日本を代表する温泉観光都市であり、多くの可能性を持つまちです。私は、これからの別府に必要なのは人を育てるまちづくりと地域資源を生かした持続可能な仕組みづくりだと考えています。本日は別府の人材育成と教育、公園の利活用、地域コミュニティと防災、新湯治・ウェルネス推進、これらについて質問いたします。現場の声や実際の課題を踏まえながら質問してまいりますので、前向きな御答弁をお願いいたします。

まず、別府市の人材育成教育についてです。

別府市のスポーツ振興と人材育成についてお伺いします。私は議員として、経営者としてという立場に加えて、一人のサッカーを愛する父親でもあります。先日金曜日に実相寺の多目的グラウンドで行われたJ F Lの試合で、公式発表の入場者数が1,108人だったんですけども、あれは1時時点での人数なんで、それ以降にもう四、五百人来てるということで、1,500人を超える市民の方が多く集まっていました。僕は、もしJ 3にもしチームが昇格した場合には多目的グラウンド、ちょっと改装するだけで5,000人規模の施設にはすぐ行くんじゃないかなと、ホームグラウンドとしても使用できるんじゃないかなというふうな可能性を感じました。出店業者のキッチンカーの方々も、こんなに人が来るとは思わなかったと、こんなに来たら結構やっぱり売上げも上がったということで、効果もすごく出てたようです。

すみません、話はちょっとずれましたけど、近年、別府の子どもたちがサッカーの県大会や全国大会で目ざましい成果を上げて、市長を表敬訪問させていただく機会が増えまし

た。昨日も10歳以下の九州大会で約300チームの中で、ベスト8まで進出しました。今週の土曜は、10歳以下の九州大会に別府のチームが参加、出場します。

しかし、一方で看過できない現実もあります。才能のある子どもたちの多くが、高校進学を機に県外へ流出してしまっている現状です。実際に、別府市内のチームから毎年15名前後が県外へ、多いときは20名以上県外へ行きます。そして市外に、市外の大分のチームとかに、高校に行く子が20名以上いる、出るなど、別府に残る子が今非常に少なくなっています。

この理由の一つが練習環境、特に人工芝グラウンドの有無といった設備面の差があるのではないかと考えています。現在、市内には実相寺サッカー競技場、人工芝1面と天然芝1面、実相寺多目的広場、天然芝1面、野口原陸上競技場、天然芝1面と、サッカーが可能な施設が点在しています。

そこでお尋ねします。これらの市営施設を市内の高校の部活動として優先的に、あるいは日常的に使用することは可能なのか、当局の見解をお聞かせください。

○次長兼スポーツ推進課長（豊田正順） お答えいたします。

高校部活動の使用時間帯に各施設に空きがあり、他の競技との調整が整えば使用可能というふうに考えております。

○2番（石田 強） ただいまの答弁で、時間帯等の調整がつけば、市内の高校の部活動にも市営施設の利用が可能であることが確認できました。

本市では、再度になりますが、小中学校のカテゴリーで九州トップクラスのチームがありながら、高校進学時には多くの才能が県外へ流出しているのが現状です。保護者の方々からも、地元でプレーを続けさせてあげたいとか、地元に残ってほしいという切実な声を多く頂戴いたします。九州屈指のサッカー環境を誇る本市での施設が高校部活動でも日常的に活用できるようになれば、地元に残る選手が増え、将来的に別府から全国に通用する強豪校も生まれる可能性が十分あると考えます。高校の管轄は県となりますが、私自身も県議会議員の方々とこの課題解決に動いている所存です。市におかれましても、施設の有効活用という観点から、市内の高校との連携、利用促進について前向きに検討していただくことを強く要望し、次の質問に移りたいと思います。

次に、別府市には、サッカーをはじめ、多彩な競技で才能あふれる子どもたちが多く育っています。そのスポーツで、進学、就職できなくても、子どもたちが活躍できる場所が、本市には別府競輪という大きな資源があります。競輪選手の平均収入も高く、1,400万ぐらいいすかね、高く、プロとしても非常に魅力的な職業ですが、子どもや保護者への認知はいまだ十分とは言えない状況だと思います。他の競技に励む子どもたちにとっても、キャリアの選択肢として競輪というプロの世界を知ることが、将来の可能性を広げる一助となります。

そこでプロスポーツとしての競輪の魅力を、子どもたちのキャリア形成における選択肢としてもっと積極的に発信すべきだと考えますが、現在別府競輪では、子どもや保護者に対し、競輪という競技や職業について知ってもらうためにどのような取組を行っているか、具体的にお聞かせください。

○公営事業局地域振興室長（加藤千鶴） お答えいたします。

別府競輪では現在、日本競輪選手会大分支部とともに、地元優勝選手が幼稚園を訪問し、絵本を贈呈する絵本贈呈事業や、子どもたちに職業としての競輪選手を体験してもらうKidsジョブチャレンジ、また、子ども会や自治会行事における競輪場バックヤードツアーの受入れなどを実施しております。さらに、地元選手が参加するお祭りやイベントのブースは、子どもたちにも大変人気があり、競輪に親しむきっかけづくりにもつながっていると考えております。これらの取組を通じ、現役競輪選手と直接交流する機会を設けること

で、子どもたちや保護者がプロスポーツとしての競輪という競技や職業について知る機会を積極的に創出しております。

- 2番(石田 強) 御答弁により、絵本贈呈やKidsジョブチャレンジ、バックヤードツアーなど競輪を身近に知ってもらうための多角的な取組について理解しました。別府で育った才能ある選手が、別府で育った才能が競輪選手として活躍することは、地域の誇りとなるだけではなく、別府競輪に新たなファンを呼び込む大きな活力になるはずです。だからこそ、より早い段階から子どもたちに競技の魅力を伝え、具体的な将来の選択肢として認識してもらうための人材育成の強化が不可欠であると考えます。

そこで、今後の人材育成の取組をどのように進めていかれるのか、市の展望をお伺いします。

- 公営事業局地域振興室長(加藤千鶴) お答えいたします。

現在、日本競輪選手会大分支部に対し、人材育成及び競技力強化を目的として毎年助成金を交付しており、愛好会に所属する若手アマチュア選手を含めた支援を行っております。また、選手会や高校の自転車競技部、大分県自転車競技連盟に対し、競輪場のバンクを無料開放することで練習環境を提供するなど、人材育成の支援にも取り組んでおります。

今後につきましても、引き続き選手会と連携しながら、地元から活躍する選手の育成につながる取組を行ってまいります。

- 2番(石田 強) 御答弁により、助成金やバンクの開放など、一定の地元選手育成策については理解しました。

一方で高額な自転車など、機材購入といった経済的負担が挑戦への大きな壁となっている現実もあります。本市には、先ほど何度も言っていますが他競技において優秀な人材が豊富ですが、例えば、サッカーのユース制度のように、練習環境から生活面までを包括的に支える仕組みがあれば、挑戦の裾野は必ず広がります。実際に名古屋競輪などでは、先進的な育成スキームが動いています。本市においても、練習着、食事、寮費など補助を含む別府版育成プログラム導入を検討し、一歩踏み込んだ人材育成に乗り出すべきではないでしょうか。こうした手厚い支援体制こそが、別府から次世代のスター選手を生み出す鍵になると確信しております。前向きな検討を強く要望し、次の質問に移りたいと思います。

子どもの将来の進路や職業選択を考える上でも、子どもたちがどのような環境で育っているのかという視点で非常に重要であると感じています。近年、スマートフォン等の普及により、子どもたちが暴力的な動画や刺激の強い情報に日常的に触れる機会が急激に増えています。こうした環境下で暴力的な言動を面白半分に模倣したり、他者を傷つける行為への感受性が麻痺したりすることが、いじめを助長とする一因となっているのではないかと危惧しております。

そこでお尋ねします。スマホやパソコンで暴力性の高い動画を簡単に視聴できる環境がいじめの助長につながる要因の一つではないかと考えますが、それに対する市教育委員会の対策をお伺いします。

- 学校教育課参事(藤原良浩) お答えいたします。

インターネット上での刺激的な暴力表現が児童生徒の言動に影響を与える可能性につきましては、懸念を持っているところでございます。市教委といたしましては、暴力を容認しないという明確な指導方針の徹底、情報モラル教育やメディアリテラシー教育の充実、保護者への啓発と家庭との連携等を通じて、児童生徒が動画やSNSの情報を批判的に受け止め、自ら適切に判断する力を育成することが重要であると考えております。

- 2番(石田 強) 御答弁により、ネット上の暴力表現が子どもに与える影響への懸念、そして自ら判断する力を養うリテラシー教育の重要性について確認しました。

現在、SNSや動画サイトから膨大な情報が流れ込む中で、情報の善悪を正しく見極め

る力を育むことは、現代教育の最優先課題です。ここ数年、不良の格闘番組がはやっていて、先日境川の河川敷でも学生がグローブをはめて、SNSで拡散されてるような、決闘じゃないですか、対決をしていました。学校のみならず、家庭とも緊密に連携し、子どもたちが情報の荒波に飲み込まれないために、心の防波堤を築く取組が不可欠だと思います。ぜひとも、そういう動画を規制するというわけにはいかないと思いますが、規制というか危険だということを情報を拡散していただかないと、最近、中学生で卒業式に入れ墨を入れてくる学生、SNSでどんどん増えています。その子たちは、将来格闘家になって俺は売れるんだと、そこの番組に出て俺は有名人になりたいという子が増えていて、最近増えているのは入れ墨だけじゃなくて、卒業式に特攻服着るような、本当二、三十年以上前の昔に戻っています。それで今はやっているのが、一時期はなくなったんですけども、暴走族が復活したり、暴走族というか改造バイクを乗り回す子どもが今本当に増えてます。

なので、やっぱり本当にこれから規制していかないと、将来そういう子たちが働くときに困る、そういうことを学校の教育の中で取り組んでいただいて、規制していかないと、ちょっと本当に大丈夫かというふうに僕は懸念しております。

それでは次の質問に移ります。

大分市の中学校で発生した暴力事案ですね、生徒に配布された、配備されている学習用タブレット端末を使って動画が撮影されてましたが、市教委としてカメラ機能に制限をかける考えはあるのか、伺いたいと思います。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

タブレット端末によるカメラ機能が不適切な動画・写真撮影に使用された場合、問題が深刻化、拡散するおそれがあることは認識しております。一方で、カメラ機能は、理科の実験記録や体育での技能の確認、校外学習のまとめなど、教育活動において有効に活用されている学習機能でもあります。

市教委といたしましては、授業目的に限定した使用ルールの徹底、教員の指導の下での撮影運用、情報モラル教育の充実等を組み合わせることで、適切な指導を図ってまいりたいと考えております。

○2番（石田 強） 答弁により、タブレット端末が教育に有効である一方、不適切な撮影などのリスクもはらんでいるという認識を確認しました。

一方で、今回の大分市の事案を含め、端末に記録された動画や画像がいじめの実態を可視化して、問題解決のきっかけとなった側面も否定できません。つまり、タブレットはリスクもありますが、同時にSOSを映し出す鏡のような役割も持っています。機能を一律に制限するのではなく、現場に即したルールづくりや情報モラル教育を徹底し、子どもたちが正しく使いこなす力を育むことが重要です。粘り強い指導体制の構築を強く要望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、学校に行きづらさを感じている児童生徒への支援の場として開設している、メタバースふれあいルームについて、現状と内容について伺いたいと思います。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

学校に行きづらさを感じ、外出することが困難な児童生徒等の居場所の一つとして、インターネット上の仮想空間に開設し、教育相談センターの職員が仮想教育空間で学習や教育相談等の支援を行うものでございます。今年度は小学生3名が利用し、仮想空間内で自分の分身であるアバターを使い、支援者や他の児童とビデオ通話やチャット等でコミュニケーションを図っております。その積み重ねの結果、人とのつながりを徐々に回復することができ、直接的な対面交流につながった児童もいます。

○2番（石田 強） 次に、現在のメタバースふれあいルームに外部の有識者などの知見を反映させ、機能や運用面をアップデートすることにより、児童生徒がより参加しやすくな

るのではないかと考えますが、市教委の見解を伺いたいと思います。

○学校教育課参事（藤原良浩） お答えいたします。

メタバースふれあいルームは、児童生徒が安心して活動できる環境を維持することが重要であると考えております。今後は、他の自治体の事例を注視しつつ、様々な意見を聞く中で、適切なソフト導入に関し、調査してまいりたいと考えております。

○2番（石田 強） 御答弁により、メタバース空間が学校に行きづらさを感じている児童生徒の新たな居場所となり、対面交流の回復にも寄与しているという意義のある成果を確認いたしました。

一方で、不登校傾向の子どもたちが年々増加する中、現在の利用人数はまだ十分とは言えず、この貴重な選択肢が必要な子どもたちへ届き切っていない現状も感じております。こうした新しい場所を有効に機能させるためには、外部有識者の知見を取り入れたシステム改善や参加のハードルを下げる仕組みづくり、そして積極的な周知の強化が不可欠です。一人でも多くの子どもが安心して社会とつながる、つながれる環境整備を進めていただくことを強く要望して、人材育成教育の質問は終わり、次の項に移ります。

次に、市内の公園の利活用についてです。

上人ヶ浜公園が整備され、新しくにぎわいのある公園へと変化して、一層魅力ある質の高い公園になったと感じています。今後、集客の拡大が望まれますが、現在の利用状況について教えてください。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

利用状況につきましては、北エリアは、市民や観光客も楽しめる海浜公園としてSHONIN PARKが完成し、砂湯、レストラン、ショップエリアなどの利用ができるエリアとして、県内外からお越しいただいております。また、南エリアはワシントンアパームなど、南国的な雰囲気のある芝生広場をはじめ、バスケットボールやスケートボードを利用する学生や若者がアクティブに活動できる場所として、多くの市民に利用されている状況でございます。

○2番（石田 強） 答弁によると、北エリアのSHONIN PARKには観光客が訪れ、南エリアでは学生や若者がスポーツを楽しむなど、市民と観光客の双方が活用している状況を確認しました。上人ヶ浜公園は海浜公園としての景観に加え、若い世代が集う新たな交流拠点として大きな可能性を秘めています。今後もこの公園が別府の新たなシンボルとしてさらに発展していくよう、市民の利便性向上と、観光客を引きつける魅力的な仕掛けづくりを一体となって進めていただくことを強く提案して、次の質問に移りたいと思います。

次に、鉄輪地獄地帯公園にあるドッグランの利用頭数について教えてください。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

今年度の利用頭数につきましては、月平均約1,500頭で、11月が最も多く約1,900頭、2月末現在で延べ約1万7,000頭の利用でございます。

○2番（石田 強） 2月末時点で1万7,000頭という極めて高い利用実績があり、市民や観光客にとって身近で利用しやすい施設になっている現状を確認いたしました。

一方で、利用が集中するがゆえに本当1回400円、年間4,000円、5,000円行かないぐらいですごく利用しやすいと聞いていますが、利用者同士のトラブルを懸念する声が、市民や観光客から届いているのも事実です。せっかくのすばらしい施設だからこそ、今後直営ではなく、民間のノウハウを活用した運営の質の向上を検討すべきでないでしょうか。民間委託等により、きめ細やかな管理による利用環境の向上や、専門知識を持ったスタッフによるトラブルの未然防止、行政コストの適正化と負担軽減といった多角的な効果が期待できると考えます。それでは以上のことで、次の質問に移りたいと思います。

別府公園にあるカフェは、東門広場で開催されているイベント時に利用し、また、日常的に学生が利用している光景を見ます。地獄地帯公園にも、ドッグラン利用や家族連れの利用が多く、同じようなカフェがあったらいいという声を聞きますが、いかがでしょうか。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

公園の整備手法であるP a r k－P F I事業で、飲食店などの設置は提案事業者を公募して選定しております。別府公園や鉄輪地獄地帯公園は、同制度を活用し、公園機能充実を目的に、事業者が整備を行いました。鉄輪地獄地帯公園では、西側の高台にグランピング施設やカフェを含む飲食店が完成しております。同一公園でもありますので、相乗効果や連携の可能性を調査してまいります。

○2番（石田 強） P a r k－P F Iによる飲食機能の整備や、今後の連携に向けた調査を進めている状況は理解しました。

やっぱり、一方で市民や観光客からは、鉄輪には気軽に立ち寄れるカフェが少ない、別府公園のような憩いの場が欲しいという切実な声が届いています。しかし、事業者への聞き取りでは、制度のハードルが高く、そういう即座の参入は難しいという本音も見えてきました。私自身も今後、まずそういう箱物を建てるんじゃなく、まずはキッチンカーや、など、事業者への働きかけを努めていって、ドッグランのほうをもっと民間に委託しても運営できるような状況をつくれるんじゃないかと思っておりますので、今後、キッチンカー事業者に働きかけを努めてまいります。今後、市としても柔軟な協力体制を整えていただくことを強く提案して、次の質問に移ります。

次に、上人ヶ浜公園は、散歩をする人や犬を連れの方をよく見ます。利用する方から、この近くにドッグランがあれば便利と聞きます。この周辺には飲食ができる施設がありますので、いい場所ではないかと思いますが、考えをお聞かせください。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

ドッグランの設置場所につきましては、様々な検討を重ね、現在の鉄輪地獄地帯公園内の位置になったものであります。上人ヶ浜公園は、自然林を生かした海浜公園で、主に休養施設を設ける公園として当初計画され、休養施設である砂湯の改修を主とした複合施設の整備などを行っております。

今後も、事業者と連携し、多くの市民や観光客の憩いの場として位置づけられており、ドッグランの設置はなじまないものと考えております。

○2番（石田 強） ただいまの御答弁で、ドッグラン設置においては様々な検討を経て現在の鉄輪地獄地帯公園に設置された経緯があり、上人ヶ浜公園での計画がないことは理解しました。

一方で、これも公園利用者からの声ですが、上人ヶ浜公園では日常的に本当に多くの犬を散歩されている方がいて、本当この近くにドッグランがあったら便利、今の鉄輪ですね、ちょっと利用頭数が多くて、トラブルがあったというふうに聞きます。また、昨年開設されたSHONIN PARKについても、飲食ブースの利用がまだ十分ではないという声もあり、今後の利活用の在り方が重要ではないかと感じています。

そのため、ドッグランの設置に限らず、例えばイベントの開催や、利用のハードルを下げた取組などを通じて、上人ヶ浜公園とSHONIN PARKの双方の利用者増加につなげていくのが必要ではないかと考えます。今後、公園のさらなるにぎわい創出に向けた柔軟な利活用について検討していただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

ある市では、民間事業として敷地を利用して、コンテナを複合して組み立てたカフェやパン屋など商業施設ができています。中心市街地における回遊性やにぎわいの創出が目的のようです。今年度完成したSHONIN PARKでは、コンテナを活用したテイクア

ウトの飲食店があります。今月には図書館がオープンしますが、別府公園でもコンテナを活用した飲食店ができないか、伺います。

○公園緑地課長（久保田仁） お答えいたします。

別府公園の使用状況を確認しますと、マルシェなど人が集まるイベント時には移動販売車が出店している状況です。別府公園は、P a r k－P F I 事業によりスターバックスコーヒーが出店し、新図書館内にもカフェができる予定であります。

現在、別府公園は市の中心部に位置する市民の憩いの場、また、各種イベントなどに利用されており、コンテナを活用した計画はございません。

○2番（石田 強） 別府公園についてはスターバックスコーヒーの出店や新図書館へのカフェ設置が予定されており、現時点では新たな設備の予定がないことは理解しました。

一方で、私は先日、宮崎市のH A R O W、また数年前に委員会視察で訪れた名古屋市の久屋大通パークを視察してまいりました。いずれもコンテナなどを利用した飲食店や雑貨施設の導入により、公園利用者の増加や新規事業者の参入につながっている事例でした。現在、中心市街地では、家賃の高騰やテナント不足などにより、新規事業者にとって出店のハードルが高くなっている現状もあります。そのような中で、公園という公共空間を活用し、比較的参入しやすい形で事業機会を創出することは、にぎわいづくりや地域経済の活性化につながるのではないかと考えます。

今後、コンテナに限らず、別府公園北側にもキッチンカーなど、柔軟で段階的な取組について、可能性についても検討していただきたいと思います。

公園の利活用については以上になります。

それでは、次の項に移ります。次に、防災の観点からお伺いします。

公民館など地域の拠点は、平時のにぎわいづくりだけではなく、人と人のつながりを生む場として、防災の観点からも重要な役割を持つのではないかと考えています。そのような中で、大分市の滝尾では地域食堂の取組が行われており、子どもから大人、高齢の方まで誰もが気軽に立ち寄れるふれあいの場となっています。料金も子ども 100 円、大人 300 円と参加しやすい形となっており、地域住民の方からは、こうした日常的な交流が防災につながっているという声も聞いています。

このように、日頃から顔の見える関係を築いていくことが、防災時の助け合いにもつながるんじゃないかと考えますが、こうした地域食堂の取組について、市としてはどのように受け止めているか、お聞かせください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

災害時に被害を最小限にするためには、地域コミュニティのつながりによって育まれる共助精神の醸成が一つの核となっており、地域防災力の向上にもつながります。地域食堂のような地域コミュニティのつながりは、日常的な顔の見える関係づくりによって地域の活性化のほか、災害時における連携体制や安否確認の仕組みが形成されますので、地域防災力の向上にも大きく寄与する有用な活動になり得ると考えております。

○2番（石田 強） ただいまの答弁で、地域コミュニティのつながりが防災力向上に大きく寄与すること、また、地域食堂のような取組が共助の仕組みづくりに有効であることという認識は理解しました。まさに日頃から顔の見える関係を築いていくことが、災害時の安否確認や助け合いにつながる重要な基盤になると感じています。

そのような中、緑丘公民館などでは、こども食堂が地域食堂に近い形で取り組まれており、日常の交流と防災の両面で非常に有効なモデルケースになり得るんじゃないかと考えます。

そこでお伺いします。緑丘公民館などの取組をモデルケースとして、市民にこうした活動を広げていくことについて、市としてどのような考えか、お聞かせください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

自治会などの各地域において、毎年炊出し訓練を含め、様々な防災訓練を自主的に行っておりますが、モデルケースとした炊出し訓練につきましては、効果的な取組となることを考えられますので、実施を要望する地区があれば今後協議してまいりたいと考えております。

○2番（石田 強） ただいまの答弁で、炊出し訓練を含めた防災訓練が各地域で行われており、また、モデルケースとしての取組についても、今後協議していくという考えは理解しました。

一方で、現場の声として、炊出し訓練を実施するに当たり、プロパンガスの確保や取扱いに関するハードルが高く、実施しにくい状況があるとも聞いております。そのため、例えばガスの取扱いに関する資格取得への支援や、資格を持った方を派遣する仕組みを整えることで、地域での炊出し訓練のハードルを下げ、より多くの地域で実施できる環境づくりにつながるのではないかと考えます。こうした点についても、今後検討していただきたいことを提案して、次の質問に移ります。

今申し上げたように、地域での炊出し訓練や実質的な取組を進めていくには、日頃からの備えが非常に重要であると考えます。こうした中で、行政としての備蓄体制についても、市民の安心につながる重要な要素であると思います。

そこでお尋ねいたします。別府市における防災備品、備蓄品の備蓄状況について教えてください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

防災備蓄品は、別府市備蓄計画に基づき、令和8年度までの3か年で備蓄が完了するよう進捗しており、現時点における備蓄状況は品目によって多少のばらつきはありますが、目標数に対しておおむね80%に達しております。

○2番（石田 強） では、次に、ポータブル電源や発電機の備蓄状況について教えてください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

ポータブル電源の備蓄は目標数41個に対して現在32個保有しており、達成率は78%でございます。発電機の備蓄は目標数41機に対して現在36機保有しており、達成率は87.8%でございます。

○2番（石田 強） ありがとうございます。

私は、令和6年度に起きた能登地震が起きてすぐに現地に行ってまいりましたが、避難所にダンボール製のベビーベッドがありました。別府市では、赤ちゃん用のダンボールベッドの備蓄についてどのように考えますか、答弁願います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

現在、本市で備蓄を進めているダンボールベッドは、高齢者や障がい者、障がいのある方などの要配慮者のほか、赤ちゃんとお母さんが一緒に使用することも可能となっております。しかしながら、赤ちゃんを一人で寝かすことや、赤ちゃんはまた環境の変化に敏感で不安な気持ちを言葉で伝えられず、避難所で泣くこともあり、親として避難所でぐずる赤ちゃんや周囲への気遣いから避難所に行くことをためらってしまうということも十分想定されますので、赤ちゃんの安眠を図れる赤ちゃん用ベビーベッドの備蓄については、適宜講じていきたいというふうに考えております。

○2番（石田 強） 次に、能登ではガスの復旧がライフラインの中で一番早かったと現地に行き実感しました。そこで、ガス式の備品の備蓄の増数も必要だと考えますが、このことについてどのように考えていますか、答弁願います。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

ガス式の備品につきましては、大規模災害などによって主要ライフラインが使用不能となり、避難者等に食料の安定供給が必要となった場合に備え、今年度ですが、収納式のガス釜を5台購入し、ガスバルクという設備がある北部中学校、別府西中学校、鶴見小学校、東山小中学校及び野口ふれあい交流センターの5か所に設置したところでございます。

- 2番（石田 強） ただいまの御答弁で、本市の備蓄状況がおおむね計画的に沿って進んでいること、また、ポータブル電源や発電機、ガス釜などについても一定の整備が進んでいることを理解しました。

私自身、能登半島地震の初期ボランティアに参加しましたが、その現場で強く感じたのは、災害初期にはトイレと食事が最も大きな課題となり、その後、発生から10日から2週間ほど経過すると、トイレや食事は一定の水準まで上がります。しかし、お風呂や洗濯といった生活環境の改善が大きな課題となることが分かりました。

また、珠洲市では、温浴施設自体は無事であっても、水道管など配管が損傷し、使用できないという状況もありました。別府は温泉という大きな強みがありますが、地震発生時に配管がどうなるかは予想が難しい部分があります。そのため、シャワーカー導入とまではいかなくても、例えば簡易のシャワー施設などを備えておくことで、高齢者や車椅子の方でも体を清潔に保てる環境を確保できるのではないかと考えます。私が見た中で一番進んでなかった地域は、1か月以上お風呂に入れなかった方がいました。洗濯は、大手のコインランドリーの会社が持ってきてくれて洗濯することができたと思いますが、本当は体を洗うことが困難な人が結構かなり多くいたんで、こうした関連から、簡易シャワー設備の検討について今後検討していただきたいと思います。

以上で、防災についての質問を終わり、最後の項に移ります。

新湯治・ウェルネス推進についてです。

新湯治・ウェルネスの推進、別府市は温泉という大きな資源を有しており、その効果をいかに科学的に捉え、健康づくりや観光に生かしていくかが今後の大きな可能性につながるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。温泉効果のエビデンス収集事業について、その内容をお聞かせください。これはどのような事業でしょうか。お願いします。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

これまでのエビデンス収集は、温泉入浴による腸内細菌叢と疾病リスクへの影響など、エビデンスの活用範囲が入浴を前提にしたものですが、この事業は、温泉の噴気が食材に与える影響や、温泉水が肌に与える影響等について県内、市内の教育機関と連携し、研究することを想定しております。

- 2番（石田 強） 答弁ありがとうございます。

私は、ちょっと以前にもお伝えしたんですけども、抗がん剤治療を受けた方がいて、肌がぼろぼろでした。その方が3か月間、別府市の鉄輪で湯治を行った結果、肌が比較的きれいに、もうそういう抗がん剤治療を行ったという肌じゃなくて、かなり状態がいい実際の肌を目にすることができました。こうした温泉によって改善してる様子を実際に見たことがあるんで、こうした事例は温泉の持つ力を実感できる大変貴重なものだと感じています。

そこで、市内外からモニターを募り、一定期間の経過観察を行うことで、温泉の効果を目に見える形で示すエビデンスの構築につなげていくことが重要ではないかと私は考えます。特に、目に見える形で示させることで、日頃温泉に入らない方もその価値が伝わりやすくなるのではないかと思います。こうした取組について、市としてどのように考えているか、お聞かせください。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

温泉水が肌に与える影響について、来年度から研究機関と協力し、研究する予定としております。ここで得られたエビデンスを活用することにより、特定の症状に適した泉質を選択し、温泉を利用できることが期待できると考えております。

- 2番（石田 強） 来年度から研究機関と連携し、温泉が肌に与える影響についても研究が進められている、またそのエビデンスを活用することで、症状に応じた温泉利用につながる可能性があることは理解しました。ぜひともこうした取組が、市内外で抗がん剤治療やアトピー性皮膚炎などにお困りの方々の力になることを期待しています。

そのような形で具体的な効果が見えるようになれば、ウェルネス事業のさらなる飛躍につながるだけでなく、市民の皆様が改めて温泉の価値を実感し、日常的な利用の促進にもつながるんじゃないかと考えます。今後、実際の利用者の声やデータも含めながら、より実効性のある形でエビデンスを積み上げていくことを提案し、次の質問に移ります。

リゾート産後ケア事業についてです。

リゾート産後ケア事業については、今後数年で終了する可能性があると同っています。その中で、これまで培ってきた取組やノウハウなどをどのように今後へつなげていくかが重要であると考えます。別府の強みである温泉資源を生かした別府ウェルネス産後ケアについて、研究・実践拠点施設において、実施することでより発展的な取組につながるんじゃないかと考えますが、市としてどのように考えているかお聞かせください。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

研究・実践拠点施設が想定している機能と、別府ウェルネス産後ケアが行おうとするプログラムとが協働可能な部分について協議し、連携していければと考えております。

- 2番（石田 強） 新しい拠点施設で産後ケアを行うことができれば、ある程度お金を出しても実際に受けたいとか、例えば保育施設があったらお母さんが安心して入浴することも可能だと思います。

研究・実践拠点施設については、健康温浴エリア・ラボエリア・温浴体験エリアの3つの機能を設け、別府のウェルネス産後ケアと連携していくという考えを理解しました。一方で、現状ではこの拠点施設について、大きな温泉施設を整備するんじゃないかというイメージが広がっているようにも感じています。私はこれまで何度か提案させていただいていますが、単に大規模な温泉をつくるのではなく、例えば別府版アイスランドのスカイラグーンのように、温泉に加え、サウナや泥湯など複数の入浴体験を組み合わせた施設にして整備することが重要ではないかと考えます。そうした多様な温浴体験を提供することで、産後ケアの充実はもちろんのこと、都市部から訪れる方にとっても非日常を感じられる魅力的なウェルネス空間となり、別府ならではの価値を高めることにつながるのではないかと思います。こうした視点を踏まえた施設の在り方について検討していただくことを提案し、次の質問に移ります。

今申し上げたように、温泉の効果が見える化し、多様な活用につなげていくためには、継続的なデータの蓄積が重要であると考えます。その中で、別府市には最初にも言いましたが、ユース世代やプロを含めて、日常的なサッカーなどスポーツに取り組んでいる選手が多くいます。こうしたアスリートを対象に、メディカルチェックや体のデータを長期的に収集・分析することで、温泉との関係についても有効なデータが得られるのではないかと考えます。

そこでお尋ねします。こうしたアスリートを対象とした長期的な調査研究の可能性について、市としてはどのようにお考えかお聞かせください。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

現在、西別府病院スポーツ医学センターと女子プロサッカー選手等に、温泉入浴によるメディカルチェック、健康スポーツ教室を行っております。今後、アスリートを対象とし

たどのようなエビデンスが求められるか、また必要の有無を含めて調査研究したいと思います。

- 2番（石田 強） 女子プロ選手のメディカルチェックや、今後のエビデンス構築に向けた調査研究の進捗状態を理解しました。

一方で、将来の人材、将来の人材育成を見据えるならば、市内で日々活動するユース世代への支援こそが極めて重要です。現場から聞いた声なんですけども、JFLのユース世代なんですけども、4月から企業支援による食事サポートが始まると伺っていますが、依然として厳しい環境であるという声も届いています。

そこで、地元ユースチームに対して、温泉を活用したコンディショニングデータの取得に合わせて、食事や栄養面の包括的な支援を組み合わせたいかと思いますが、これにより、実効性のある選手の育成と、本市独自のエビデンスの構築の両立が図れると考えます。未来のスターを別府から輩出するためにも、地元選手への支援充実を強く提案して、次の質問に移りたいと思います。

北浜温泉テルマスについては赤字経営が続き、令和4年3月廃止となりましたが、今回の研究・実践拠点施設にはテルマスに似た機能を持たせた温泉、健康温浴エリアを設置するようですが、赤字であったテルマスに似た施設をつくれば、また同じような経営状況を招くのではないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

- 市長公室参事兼新湯治・ウェルネス推進室長（和田健二） お答えいたします。

研究・実践拠点施設の健康温浴エリアが北浜温泉テルマスと大きく違う点は、初めから民間と協議を重ね、事業を構築する計画であり、どの程度の収支があるか、また、利用者の健康状態をデータ化し、見える化による効果など基準を突き詰めて事業等を組み上げていくことと、想定したことを想定しております。以前のテルマスの状態とは違うものになると考えております。

- 2番（石田 強） ただいまの御答弁で、研究・実践拠点施設については、民間とも連携し、収支や効果を見据えた運営を行っていくという点、またテルマスと異なる形で進めていく考えは理解しました。

一方で、今回の施設については、市民の中にはテルマスと同様の施設ではないかといった誤解している方が一定数いると感じています。実際に話を聞くと、長湯温泉のような歩行浴を取り入れた施設であると伺っており、こうした点については丁寧な情報発信も必要ではないかと考えます。また、過去のテルマスの赤字の要因の一つとして、水道代などのランニングコストが大きかったことを踏まえる必要があります。そのため、今後整備される施設においては、例えば市民利用エリアを設ける場合でも、水道コストを抑える仕組みの導入や、既存施設を含めた現在の最適の、もう赤字の市営温泉の見直しですね、を徹底的に行って、今の市営温泉の在り方を一度協議していただいて、それによって、それで踏まえた上で建設していただきたいと思います。

こうした点を踏まえ、持続可能で、市民にとって価値のある施設となるよう検討していただくことを提案して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 25番（泉 武弘） 市長、今回は特殊詐欺の問題、それからロマンス詐欺、投資詐欺の問題について質問をさせていただきます。

現時点で言えることは、発生件数を減少することはできても、全てを解消するということは法律上できません。そこで、その前提に立って、じゃあなぜ私は特殊詐欺、ロマンス詐欺、投資詐欺の問題を取り上げるかといいますと、現状を行政の皆さん方にも知ってほしい、それからテレビを見られてる方々にも、今、被害実態がこうなんですよということを知ってほしい。そして、どうすればこの被害を防げるのかということを提言していきたい、こう思ってます。市長、副市長にも御答弁いただく機会がありますので、最初の私の

ほうから今、被害実態はこういうことですよということを報告した上で感想を求めますので、率直な感想だけを答弁していただけるとありがたいと思います。

最近、詐欺の被害が紙面を飾らない日がないというぐらい多く発生してます。しかも、発生件数、被害額ともに前年対比で大幅に増えてます。これも深刻な事態なんですね。今、私を含む65歳以上の高齢者3万8,000人は、このような偽情報、有害情報をどう見極めて自分の生活を守るかということが実は問われているんですね。これも本当、深刻な問題だと思います。

そこで、御答弁いただく前に、一つだけ苦言を呈しておきたいと思います。先日、サービス改善の質疑の中で、担当者がフロントヤード・バックヤードという言葉を使ってました。果たしてバックヤード・フロントヤードという言葉を理解できる市民がどのくらいいたんだろうかなと思って、私はいます。できれば今日の答弁でも、市民の皆さんにより分かりやすい言葉を使っていただきたいな、このことだけお願いして質問します。

まず、今回私が掘り下げた議論をする資料としたのは、警察庁、警察庁長官官房が出してる資料、警視庁の特殊詐欺対策本部が出している資料を基に質問を構成しました。これによって質問させていただきます。

まず、令和7年の強盗、そして詐欺、それから窃盗、横領などで他人の財産を不当に侵害した、これ財産犯っていいですけど、財産犯の被害額は、何と市長、4,984億円、5,000億円にも達しようかとしています。この財産犯が前年に対して約24%増加しております。これまで最悪だった令和6年の被害額を上回り、極めて深刻な状態という表現を使っていると思いますが、これどうしたらいいかというのを国を挙げて考えていかなきゃいけない課題だと思っています。財産犯のうちに、特に詐欺被害が急増してます。令和7年の特殊詐欺の被害額は4,029億円で、前年対比で31.1%も増加しています。被害届や犯罪の発生を把握・認識した事件の総数が前年対比で26.5%増加して、7万2,532件になってます。1件当たりの被害額も増加しています。詐欺の犯行動機の中で、ここは私も実はショックを受けたんですが、なぜこのような詐欺を行ったんですかという被害の中で中心になっていましたのが、生活困窮と答えた人なんです。これ、今の日本の物価高騰の中で起こり得た犯罪かなというふうに推測せざるを得ないのかなという気もしました。

この詐欺の問題で一番何が問題なのか、詐欺は人の信頼を逆手に取って、これをだまして財産を奪い取る卑劣な犯罪であり、その急増によって国民が互いに寄せる信頼という、様々な社会経済活動を円滑に行うに当たり不可欠な安全・安心な社会を支える基盤が揺らいでいるということになります。ひょっとしたら、自分が約束したことは詐欺に基づいてるんじゃないだろうか、相手が約束したことは破られるんじゃないかという、生活基盤の根底にある信頼が実は失われつつあるということなんです。これが一番大きな問題なんです。

また、組織的に行う犯罪グループの拠点が東南アジアなどの海外に所在し、こうした拠点での詐欺に日本人が加担している事例が発生するなど、海外の犯罪動向が日本に、の治安に直結するという事案が最近多くなります。

そこで、ちょっと海外の犯罪についてこのように書いてます。これまで外国人には困難であった日本語、日本の文字による詐欺メールが、生成AI、いわゆる人工知能で作成が可能になった。人工知能の急激な進化は、かつて海外から発信される日本人目当ての詐欺メールは明らかにおかしい日本語表現で疑う余地があったものが、近年は自然な日本語表現を人工知能で作成することが可能になった。これから、実は私もショックを受けたんですが、このように書いてます。このため、2024年頃から日本をターゲットにした新たなメール攻撃が爆発的に増加している。その内容では、2024年12月1か月におけるメール攻撃の量は全世界で2億6,200万通に及び、前年の月間平均9,600万通の2.7倍に達している。これ海外を拠点とする、いわゆるメールなんですね。そのほとんどがフィッシング

グ詐欺のメールで占めている。フィッシング詐欺というのは、現存する会社とか銀行とかいう固有名詞を使ってつくったフィッシング、詐欺ですね。そして2025年2月の全世界で観測されたメール攻撃活動のトップテンのうち、何と9つが日本をターゲットにしたものであり、全世界新種メール攻撃のうち、80%以上が日本を狙っている。日本人の住所・氏名・電話番号・メールアドレス・クレジットカードなどは、高値で取引されてるというふうになってます。

これが、我が国をめぐる、特殊詐欺、特殊詐欺、ロマンス詐欺も投資詐欺も含むんですけど、これが市長、今、我が国を取り巻く詐欺の実態なんですね。これから見ても、今後減ことはありません。もう必ず増える。もう大変残念なんですけど、増えるというふうには私は考えてますけど、今、市長に私は詐欺の実態を報告しました。市長はどのように受け止めましたでしょうか。

(議長交代、議長小野正明、議長席に着く)

○市長(長野恭紘) お答えします。

私のメールにも、名前は書いてないんですけどメールアドレス宛てに、様々な詐欺と思われるメールがもう連日やってくると、こういうのは基本的にはもうメールアドレスを狙ったものであるというふうに思いますけれども、問題は個人情報ややっぱり各企業において、我々も同意をしたとはいいいながら、その企業において個人情報が漏えいをし、それが売買をされ、様々なところで悪用されていると。私のところにも大阪府警を名のる人から名前を呼ばれて、電話が実はかかったことがあって、身に覚えがなかったの、あったと言ったらおかしいんです、なかったの、何だろうなというふうに不審に思っていましたら、警察の名前を聞くとすぐガチャンと切ると。恐らくこれ、私だからある一定程度情報があるのでだまされませんけれども、特に御高齢の方とか慣れていない方であれば、非常に困惑するだろうな、怖いだろうなというふうに思います。我々にできるのは、警察や関係機関の皆さん方と連携をしながら、啓発をしっかりとやっていくと。

あともう一点は、私の知り合いの女性もロマンス詐欺に、実は遭った、被害に遭いました。周囲の方々もおかしいおかしいと言いながら、深入りできなかったというようなことを言われていました。何であのときに一言深入りをして、それおかしいよって言ってあげなかったんだろうと、周囲の方々が物すごく悔やんだこともありました。いろんな手を使って、相手は巧妙にやっていきますので、それをしっかりと防ぐのは日頃からの啓発と、やはりおせっかいかもしれませんが、立ち入ったことでも少し深掘りして聞いていくというような、日頃からのやっぱりそういったことが実効性ある対策としては重要なことというふうに思いますので、関係機関と連携をしながら、日頃からそういう対策をしっかりとしていくということがやっぱり重要ではないかというふうに思った次第でございます。

○25番(泉 武弘) 市長とはこの問題、実は事前の打合せ一回もしてませんし、ただ通告だけ。今、市長が言われたとおり私も思ってます。現在できるのは、市民に対して犯罪の怖さですね、犯罪の件数、どうすれば防げるかということを市民に周知しなきゃいけないというのが、今の喫緊の課題だろうなと実は思ってるんですね。

実はね、市長、笑わないでくださいね。1週間前に食事をしているときにうちの家内が、今度どんな質問するのって言うから、いや詐欺の問題をと、こう言ったらね、何て言ったと思いますか。やっぱり結婚してもう五十数年経つと女房は強くなります。あなたが私に結婚のときに約束した、幸せにするというのは詐欺じゃないのと言うんですよ。ああ、やっぱり本当強くなりましたよ。

それは別にして、実は、私が実際に体験したことを話しますとこういうことです。ロマンス詐欺なんですけど、オーストラリア軍の通訳をしてると、二世の女性の方からメールが来たと。日本に長期の旅行をしたい、ついては別府を起点として熊本に行きたい。それで

滞在費用がかかるから、あなたの口座に振り込みたいから口座番号を教えてくださいということでメールが来たんです。年を取ってもやっぱり色気というのは付きまとうんです。その写真を見たら、きれいな女性だったんですよ。ほいで私はね、市長ね、自分の都合のいいふうに解釈。私は落下傘部隊にいましたね、自衛隊の落下傘部隊やってました。あ、だからオーストラリア軍でも私の過去のことを分かってメールしたんだな、そういうふうに自分で思い込んでしまった。ほいで途中で、オーストラリアで本当にどんどん持出しが制限されてるのかどうかということを調べたら、制限されてないということで、これは詐欺だと気づいて私は被害を受けなかった。やっぱり巧妙ですまさに、本当巧妙です。

そこで、次に投資詐欺、ロマンス詐欺ですね、の問題について質問します。

この詐欺の特徴は、直接会わないんですね。対面しないということが特徴で、それでその一つは、投資詐欺は株なんかをやってる人に集中して情報を発信するんです。そこには、いわゆる経済評論家とか、いわゆる株の専門家の写真を使って投資を促していくというやり方ですね。それからもう一つ、ロマンス詐欺は、自分の顔写真を送って、さもあなたと恋愛になれば私も幸せなんですよというようなことで、2か月、3か月かけて、実は恋愛感情を醸成し、そこで投資の話を出してだまし取るというやり方です。もう本当に、大和撫子と言ってた女性たちがこういうふうに扱われているのか、もう本当、憤りを持って見えます。

そこで、投資詐欺が最近どうなってるのかということを確認していきます。まず、特殊詐欺の特徴はSNSですね。これ、高齢者の皆さんSNSって、私を含む高齢者の皆さんにSNSといっても分かりにくいと思いますから、SNSとはソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、文章・写真・動画などを投稿でき、家族や友達など共通の趣味を持つ人などにつながり、交流できるサービスです。まず、これがSNSと言われるものです。

そこで、投資詐欺やロマンス詐欺の件数は、令和7年度1万5,142件で、何と前年対比で4,905件、パーセンテージで47.9%増加しています。被害額は1,827億円、市長、前年対比で555億円ですよ。別府市の予算に匹敵するぐらいの大きな被害が出ている。何と前年対比で43.6%も増加しています。本当にさっき言ったように、さらに増えますと言ったのは、この実際の数字を見て推計したときに、そうなるだろうなということで申し上げたんですね。このことは過去最多で、ロマンス詐欺及び投資詐欺は極めて深刻な情勢が続いているというふうに、警察庁は発表しています。

そこで、市長、副市長にお尋ねします。投資詐欺・ロマンス詐欺被害が増加しているが、市のほうはこれらの投資・ロマンス詐欺にどう今後対応していこうとしているのか、もしお考えがあったら教えてください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

複雑・巧妙化する手口の変化に応じて、テレビCMやSNS、被害防止を訴えるキャンペーンソング等を活用した広報展開、またさらには金融機関やコンビニエンスストアなど関係機関と緊密な連携による水際対策も継続強化する、このような対応を警察とともに、協力してやっていきたいというふうに考えております。

○25番（泉 武弘） いや、私どもが住んでる大分県はどうなんだろう。見てますと、ここには令和7年度の警察の発表の資料があります。大分県特殊詐欺を見ますと、令和6年で被害件数が280件、被害額が何と大分県で7億6,385万円、令和6年と令和2年の対比をしましたら168件増加して、金額にして4億円増加しています。ロマンス詐欺、令和6年279件、被害額は16億1,237万円。令和6年の数字を今言いましたけれども、令和5年に対比しますと103件増えて、何と6億円増加しています。

ほいで、私ども別府市を今度は見てみます。別府市の特殊詐欺、オレオレ詐欺等の件数

を見ますと 40 件です。被害額は 7,410 万円です。この特殊詐欺のうちにオレオレ詐欺が 14 件で 4,570 万円となっています。投資詐欺が 27 件で 1 億 80 万円、ロマンス詐欺が 14 件で 4,930 万円。私どもの住んでる別府市でもこのような被害実態があるんですね。これ市長ね、冒頭僕が言いましたけど、市単独でできるもんじゃありません。これ法規制がもう絶対必要なんですね。だから、この機会に聞いておきたいのは、別府市で発生した詐欺被害、これに今までどう対応してきたのか、今後どう対応しているのか、当該課で答弁してください。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

主な対応としては 3 つ、取組がございます。1 つ目は、別府市防犯協会連合会の取組でございます。この連合会なんですけど、別府市自治会・警察・県の関係者・金融機関・商工会議所・旅館ホテル組合などの様々な機関・団体で構成しており、本連合会では、毎年年間事業として別府警察署と連名で毎月発行している地域安全ニュース、こちらにおいて特殊詐欺の認知件数や被害額とともに、詐欺に対する注意喚起を随時掲載し、市内の自治会で回覧をしております。また、一部地域では地域防犯パトロール隊が年金支給月などに警察などと共同して、コンビニを含む A T M コーナーで警戒及び被害防止の広報活動などを実施しております。

2 つ目は、大分県と連携した特殊詐欺等防止機能付電話機の購入補助事業でございます。これは、被害防止対策として有効な自動警告、録音機能付電話機、または外付機器の購入費の 3 分の 1 を補助するものでございます。対象者は市内に居住する満 60 歳以上の方、または 60 歳以上の方と同一世帯の方としております。この電話機は詐欺だけでなく、悪質商法や迷惑電話などにも高い効果があるとされており、また、電話を取る前に、電話機が迷惑電話の可能性があり、御注意くださいと注意喚起をされますので、動揺せずに落ち着いて対応することができます。

3 つ目でございますが、別府市消費生活センターの対応でございます。様々な相談の中に、詐欺被害の相談も多くあるとのことで、警察に随時つないでいただくなどの対応をしております。また、被害防止のため自治会や高校生、ケアマネジャーなどを対象に、注意喚起の講演会なども開催しているところでございます。

○25 番（泉 武弘） 課長ね、今、取組を説明していただきました。それだけの努力にもかかわらず、この詐欺被害の件数が前年対比で大幅に増えてるということなんです。最近では、警察官をかたる詐欺が物すごく増えてますね。警察官というのは、そういう詐欺被害を取り締まる立場なんです。その詐欺被害を取り締まる人たちの役職をかたって詐欺にすると、これほど実は難しいということなんです。

だから、最初に課長、僕申し上げたでしょう、これについては、法規制以外に方法はないんですよと言いましたね。今からそこに今度は論点を移していきますけども、有害情報、それから違法情報ですね。もう次から次に送ってきます。1 日に一番多いときは 22 件入りました。本当、これだけの有害違法情報があふれる。その中に、やっぱり高齢者は本当かなって思ってボタンを押してしまうと、そこに落とし穴がある、ずっと仕組まれてるんですね。

そこで、有害情報対策・違法情報対策について質問します。

有害情報というのは自殺・犯罪・暴力・わいせつなど、公共の秩序や安全を脅かししたりする危険性の高い情報というふうに警察庁が示している。違法状況は、違法情報は、違法薬物の販売・児童のポルノ・詐欺・わいせつ図画、画像、犯罪を直接誘引・誘発する情報・銃器の譲渡・殺人・爆破の予告・闇バイトなどの募集など、というふうになってます。

これらに対する対策ですね、何か別府市として有害違法情報に対する具体的な対策はありますか、どうですか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

本市独自の違法・有害情報への具体的な対策案は現在のところ持っておりませんが、大分県警、別府警察署などが実施する対策に協力できるよう、連携体制を構築しております。

○25番（泉 武弘） あのね、課長、僕最初にこう言いましたよね、これ難しいんですよって、対策難しいんですよ、だから一緒に考えましょう、そして私は今日は提案しますよとこう言いましたね。警察と連携していただいている御努力は感謝します。それで敬意を表します。なのに増えていってるというこの現実なんですね。そこが一番僕は問題だと言ってるんです。

教育長、どうですか、この有害・違法情報に対する子どもたちの被害防止の取組はどのようにしてますか。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

この有害情報から子どもたちを守らなければいけないと強く思っているところでございますが、国のほうでは2008年に青少年インターネット環境整備法というものは制定しております、これは生産販売業者及び保護者に対しまして、しっかりとフィルタリング等を取り組むべき法律でございます。ただ、その法律ができておりますけれども、インターネットは特性上、全て遮断することはできないというふうになっております。オーストラリアにおきましても、16歳未満の子どもたちにはSNSは禁止というSNS禁止法も制定して今取り組んでいるところでございますけれども、今現在日本については、国、県の動向を見ながら対応しているところでございます。

学校のほうでは、もうとにかく情報モラル教育の徹底、いろんな関係者を呼んだ講演とか、あるいは子どもたちのアンケートを取ったり、あるいは保護者に対してしっかりと家庭におけるルールづくり、そしてまた一番大事なのは子どもたち自身が自分自身で批判的な思考とか判断する力、決定能力が必要だと思っておりますので、そういう教育を徹底して進めていきたいと考えているところでございます。

○25番（泉 武弘） 市長、具体的に今度は対策について提案させていただきます。

被害金をどういう形で渡したかというのが統計出てます。その中で、被害金を渡した方法で一番多かったのが振込、金融機関の振込が57%です。それから電子マネーが26%です。それで手渡しをしたのが何と14%ある。いわゆる玄関に来て渡したとか、待合せ場所で渡したというんです。

ほんでここで市長ね、まず第1番目の対策として考えられるのが、金融機関、コンビニ等との振込機関と今後どう連携を取っていくのか。これを徹底したら、かなりこの被害額が縮減できるんじゃないかと、また被害を事前に防止できるんじゃないかというふうに私は考えてますが、いかがでしょうか。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

確かに金融機関、それからコンビニ、こういったところでの入り口とする特殊詐欺被害というのが非常に多いということを伺っております。金融機関も最近はかなり、これ金融機関それぞれによりますけれども、かなり激しく、あなたそれ大丈夫ですかというような警告が出る、もしくは鳴るというようなところもございます。コンビニも、最近はそのような教育が実は徹底をしてこられているというようなところもあるという報告もいただいているところでございます。

いずれにしてもそういった、手渡しというのはちょっと私も、14%もあるというのは意外だなというふうに思いますけれども、いずれにしてもそういう受け子の問題とか闇バイトの問題とかそういったこともあると思いますので、SNS等でしっかりと対策ができるというところは比較的若い世代の皆さん方だというふうに思います。そういった青少年に対しての受け子や被害、特殊詐欺被害等への関与というものを一切しないと、こういう教

育をしっかりやっていくということと、金融機関、コンビニと私は防犯の協会連合会の会長しておりますので、そういったところで皆さんとの連携を徹底して、少しでもそういう可能性がある場合には徹底的にこれを潰していくというようなことが、やはり地道ですけれども有効な対策なのかなというふうに思いますので、しっかりそこは徹底をしていきたいというふうに思います。

- 25番(泉 武弘) 被害年齢を見ますとね、案外若い方も多いんですね。被害の中心は40から50代が118人、大分県ですよ。ほいで男女比は男性が117人と、6割以上を占めている。これ、投資詐欺の問題ですが、著名人や外国人女性などを偽り、うその投資話を持ちかける、これが全体の9割近くに上がったということです。このアクセス、いわゆる被害者に近づいたやり方ですね、これフェイスブックですね、インスタグラム、マッチングアプリなどを通じて被害者に接触を図る。その後LINEに移行してやり取りをする、そして販売で申し込むという、こういう手順になってます。

そこで、市長ね、大分県に、大分県の特殊詐欺被害防止条例というのがあるんですね、面白い。これ見ますと、非常によくできた条例だなと思うんです。特殊詐欺被害が深刻な社会問題となっている現状から、特殊詐欺などの被害防止に関し、県・県民・事業者及び青少年の育成に携わる者の責務などを明らかにするとともに、いわゆる市町村とも、県民とも協力して被害防止に取り組んでいきたいとあるんですね。危機管理課の課長、どうなんですか、この県の特殊詐欺被害防止条例に基づいて、これまで具体的な取組はしたことはあるんですか、どうですか。

- 次長兼防災危機管理課長(中西郁夫) お答えします。

これまでに県条例に係る大分県や大分県警との協議依頼などはございませんが、必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

- 25番(泉 武弘) 要するに、ないということなんですね。それでいいんですか、課長。ない。なければなくていいんです。これ県の条例ですから、県が各市町村に呼びかけて協力を求めるということですから、県主体の条例ですから、県から呼びかけがないから、ないならないで構いません。

ただね、やっぱり別府市から呼びかけをしてでも県と協力、県下市町村と協力してでもこの被害防止に具体的に取り組むべきだと私は考えますが、いかがですか。ちょっと待って、県から見えてる阿部副市長、お願いします。

- 副市長(阿部万寿夫) 県から来ている阿部でございます。

あらゆる限りの努力をすべきだというふうに思います。私、県警の幹部と、この問題についてよく話をいたします。彼らが言うには、これは数がどんどん増えていってる、なぜかと、分かるかと。彼らは我々以上に勉強し、練習し、だまそうだまそうと努力をしている。すごい努力をしているんだと、本当に。それに対して我々は、まだそういう努力が足らんという話です。そして一番悪いのは、私は絶対だまされない、そう思ってる人は絶対だまされるんだと。だから、いつも自分はだまされるかもしれないのやと、そういうふうにいつも思っとかんといけんのぞというふうに言われております。そういうふうに私も周りの人に言っております。

先日家に帰っておふくろに、こんなことがあるけんだまされたらいけんののでって言ったら、あ、そう、私は絶対だまされんけんと言っておりました。それでまたおふくろとけんかをしたんですが、本当にそういうふうに、自分もそうですけど、まず自分はだまされるかもしれないと、そういうふうに訴えかけるのが一番だと思っております。また、そういうことを県警と一緒に取り組んでいくことが必要かもしれません。

- 25番(泉 武弘) 本当に卓越した識見、ありがとうございました。県とぜひ協力して、具体的に取組を進めてください。これ本当、他人事やないんですね。老後の蓄えをしてる

ものが、詐欺にかかって、あれだけの財産を取られてしまうというこの被害の実態、そして老後の蓄え、老後を楽しみにしてた人が一瞬にして、本当に前途がなくなる、こんなことを許しちゃいけないんです。副市長、気分を害さないでくださいね。言葉じゃないんです。どう具体的に進めるかなんです。

そこで、市長、副市長にお尋ねします。まず今大事なことは何か、異次元のいわゆる特殊詐欺・ロマンス・投資詐欺の実態を、テレビ・新聞・市報等で特集を組んでも、私は、市民全戸に配布して、その防止パンフレットを皆さん方が家庭に貼ることによって、やはり被害の減少につなげることができるんじゃないだろうかとは実は思い描いてるんです。と同時に、よく被害にかかった人を、こういうふうに言う方がいます。これだけ被害が出るのにと言いますけどね、今副市長が言ったように、加害者は本当に巧妙です。女性、男女が抱き合った写真があります。いかにも見たいという意欲をそそるような場面が出てきます。そこを押すと、もうそこにはまり込むという、もう実に巧妙なんです。

市長、どうでしょうかね。私は県下14市と大分県とそれから県警、これらと組んで別府市が提唱して、もう異次元のこのような詐欺被害に対する広報をやるべき時期が来てるというふうに考えますが、市長のお考えいかがですか。

○市長（長野恭紘） お答えします。

県条例も、もう既に整備をされていると。あとは実効性ある対策をやるということがやっぱり重要だというふうに思います。私も県の市長会の今会長をしておりますので、14市の市長会の中でのそういった議論でありますとか、県との協議会、知事との意見交換会等も年に数度ありますので、そういった実効性ある全県下での様々な対策について、しっかりと議論をし、提案をある一定程度、どういうことができるかというような提案をまたし、また協議をしていきたいと。また皆さん方に御報告できるような、そういった提案もしていければというふうに考えているところでございます。

○25番（泉 武弘） ぜひとも市長の突破力で皆さん方に、この大分県全体で16億円も被害が出ているわけですから、やはりこれ以上嘆き悲しむ人を出さないように、やっぱり県下の市長会ですね、それから県議会も当然ですよ、県も当然です、警察も当然です。やはり具体的な広報をこの機会に、異次元のを市長が提案してやってくれることを切望しておきます。

それと市長ね、何と言ってもこの詐欺被害はどこが一番問題なのかというのをここに、国民を詐欺から守るための総合対策ということで、令和7年4月22日に犯罪対策閣僚会議が出した資料があります。ここにまさに言い得て妙なる部分がありますので、読ませていただきます。これがもう一丁目一番地です。

一層複雑化・巧妙化する詐欺などについて、立ち後れることなく、国民をその被害から守るためには、手口の変化に応じて、機敏に対策をアップデートすることに加え、これからです。犯罪グループの摘発するための実態解明や、犯罪グループと被害者との接点の遮断といったような抜本的な対策を強化する必要があるというふうになってます。犯罪グループと被害者との接点、いわゆるマッチングアプリとかSNSとかフェイスブックとかティックトックとか、そういうもので、このような情報を送り届けるそのものを遮断しなければ、市長、被害がなくなります。これだけ市長、お願いしておきたいのはね。もうこれは全国市長会で、市長が提案者になってでもこの問題を全国市長会でも議論していただけないか。今、議長席におられる小野議長にもお願いしておきますが、大分県議長会、市議会議長会でも全国市議会議長会でも、この問題を法制化する法律で、違法情報・有害情報の送りつけを法規制で遮断するということをしないと、この犯罪は抑え切れません。これについて、市長、どうでしょう、お考え聞けますか。

○市長（長野恭紘） お答えします。

様々に先ほどからお話がありますように、やはり詐欺グループのほうが本当に、勉強をしていると言ったら変ですけども、様々にアップデートをあちらもしてきますんで、それ以上のアップデートをこちら側が更新を、情報更新をこちら側がしていかなければいけないと。加えて、出来得る対策は国、県、市、全てでやっていかなければいけないということだというふうに思っています。

特にSNSに関しては、この後でも出てくるのかもしれませんが、やはり国によっては特に若年層へのSNSの禁止というようなルールを定めている、定めた国もごございます。そういった世界的な潮流も、やはりそういった問題が起因をしているんだろうなというふうに思います。これから先は一切情報遮断をするということは非常に難しいという側面はありながらも、そういった相手の様々な悪質な情報に対して、国の法律でもってしっかりとある一定程度のルールを決めて遮断をしていくということは、これはもう必ず必要なことだというふうに思っておりますので、ただその線引きがどこかということがやっぱり難しいということであるというふうに思いますので、これは国、県、市挙げてしっかりと我々も取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

- 25番（泉 武弘） これらの有害情報、にせ情報の対策が遅れたために、さきの衆議院議員選挙で多くの候補者がもう塗炭の苦しみを味わったわけなんですね。もう誰もが、こういう選挙のときの収益につながるような情報を拡散してもらうと、こんなことを許してる国がどこにあるのかと私言いたいんですよ。そして、片方ではその被害情報で落選したり、大変なこの選挙の厳しさを味わったという方が、ずっと新聞報道でありました。

これはね、国会議員の怠慢、もうこれははっきり私申し上げておきます。これだけのことが指摘をされながら、有害情報、偽情報の対策を怠ってきた、いわゆる立法府の責任なんですよ。もうこれだけ、厳しいかもしれませんが、指摘をさせていただきます。

さて、先ほど市長が、情報をどこでえり分けて、有害情報と普通の情報に向き合うのが難しいということを言われました。私もそのとおり思ってます。それが先に行われた3区の選挙の中に現れました。3区の中の選挙で、新聞が特集まで組みました。異常な選挙だったということを指摘してました。確かに、ある候補者について、逮捕間近というのが何回も竹田の方から送ってきました。ほんで私はその方に、こういうのを転送しないほうがいいよと、個人の人格にも関わるし、名誉毀損にも関わるよって言って2回注意して、その方は転送するのをやめました。しかし、それに類似したような情報が今回拡散されました。これ、市長、来年、我々市長選、市議会議員選挙があります。覚悟はされておりますけど、市長は標的ですよ。いや、もう時の為政者というのは標的になるんです。私が前の選挙のときに、選挙期間中だけ450件、私に関する情報が出た。ほいで弁護士と一緒に警察署に行って、全部調査をお願いしましたが、発信元が特定できない。いわゆるやられ損なんですね。名前を明かしていればこちらは対応できますけど、それができないんですよ。それが現実の世界なんです。

そこで選挙管理委員会にお尋ねします。選挙管理委員会入ってますかね。このような偽情報ですね、偽情報、それから個人を攻撃する、誹謗中傷する、針小棒大に事の事実を有権者に告げる、こういうふうな事態が最近、大分県だけではなく全国的に蔓延していると言っているんですが、この事態について選挙管理委員会はどのような見解をお持ちでしょうか。まずお尋ねします。

- 選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

昨今、選挙のたびにSNSでの真偽不明の情報拡散が、などが問題視されております。生成AIの急速な発展に伴い、内容は巧妙化し、発信元の特定も難しくなっております。また、SNSを通じた選挙介入への警戒感も拡大しているとの報道もなされております。

疑・誤情報に対するファクトチェックの強化による実効性の向上や、情報流通プラットフォーム

フォーム対処法に基づく運用の徹底による不用意な投稿・拡散防止等を求めていく必要があるかと考えております。

- 25番（泉 武弘） 選挙管理委員会単独では無理なんですね。この前の兵庫県の知事選がありましたね。あのときに兵庫県の選挙管理委員会は、国に対して要望書を出したんです。やはり県下の選挙管理委員会として、このような偽情報とか、個人を誹謗中傷するとか、こういうことに対する国の法規制をやはり求めなきゃいけないと思うんですが、その点いかがですか。

- 選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

有権者が疑・誤情報や誹謗中傷などに惑わされず、意思決定ができる環境を考えていく必要があること、また特に選挙期間中の虚偽情報や情報操作等に対する規制について、国主導の対策が必要ではないかという議論がなされているとの情報がございます。

国に対しまして、表現の自由を保障した上での、いわゆるSNS選挙に対する法整備や、選挙時に、疑情報・誤情報が流通している問題への対策について、全国の市区選挙管理委員会連合会等々を通じまして要望してまいりたいと考えております。

- 25番（泉 武弘） ですからね、選挙ですから政策論争は有権者も大いに参加すべきだというのが私の基本的な考えです。しかしながら、それが個人を誹謗中傷するような、また針小棒大な人権に侵すようなものはいけませんよと言ってるんですね。今年度のこの明るい選挙に対する費用が、たしか2万円ぐらいしか上がってませんでしたね、新年度。

今後ね、やっぱり広報活動に積極的に選挙管理委員会が関与しなければ、選挙の公平性というか公明性がゆがめられる危険があると思うんですが、その点いかがでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

選挙管理委員会といたしましては、公式のSNS等を用いました有権者への情報発信を行い、また、若者が正しい情報を基に主体的な投票行動ができるような啓発、その手段といたしまして、選挙出前授業等で情報の真偽を確かめる習慣等について注意喚起を行うなど、有権者が選挙に関する疑・誤情報の拡散防止等について知識を深める工夫を、他の自治体と情報共有を行いながら様々な視点で取り組みたいと考えております。

- 25番（泉 武弘） 市長ね、AIによるインフルエンサーという言葉が最近出てるんですね。これはさきの外国から送られてきた、この情報を見ると、同じようなパターンが何百万通って来てるんです。いわゆる今までの、個人がつくったSNS等じゃなくても、いわゆるAIがインフルエンサーになるという時代で、もう防ぎようがないんです。もう最近、思わず笑いました。たしか新聞の社説の中に、AIの軍事利用の規制を考えるべき時期が来たって書いてました。そんなことは最初から分かっていることなんですよ。AIを軍事利用に利用するというのも、最初から懸念されたことなんです。

市長ね、これ選挙委員会に市長からも要望すべきだと思うんですが、やっぱり選挙は公明正大に政策で戦うべきです。ところが、その曲がった側面で候補者を誹謗する中傷することによって、流した汗が報われない事態が起きる可能性もあるんですね。私はそれを実は懸念してるんですよ。やはり選挙管理委員会挙げて、このようないわゆる個人が汗を流したことをSNS等で曲げて喧伝するということがないことを強く要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長（小野正明） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了しましたが、明日24日は、事務整理のため本会議を休会とし、次の本会議は25日定刻から開会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、明日24日は事務整理のため本会議を

休会とし、次の本会議は 25 日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2 時 39 分 散会